

平成 23 年 9 月 20 日開会

# 第 3 回 定例会 会議録

美波町議会

見 出 表	頁
9月20日(火)	
議長開会の挨拶	5
町長提案理由の説明	6
9月21日(水)・9月22日(木)	
休 会	
9月26日(月)	
一般質問	
・6番議員	21
産業振興施策における地域活性化について	
・11番議員	27
防災対策	
病院の今後の課題	
ひとり親家庭の現状・課題	
・7番議員	43
病院問題	
防災問題	
産業振興	

<b>見 出 表</b>	
<b>・ 8 番議員</b>	61
危機管理プロジェクトの状況について	
鳥獣被害対策、施策について	
<b>・ 14 番議員</b>	69
過疎対策	
観光行政	
<b>・ 5 番議員</b>	79
旧日和佐高校跡地利用計画	
9 月 27 日（火）	
休会	
9 月 28 日（水）	
<b>委員会報告</b>	84
<b>議案審議</b>	85
<b>発議第 6 号</b>	97
閉会中の継続調査申出書について	98
<b>議長閉会の挨拶</b>	98

平成 23 年 9 月 20 日 美波町議会第 3 回定例会を美波町役場議場に招集された。

1、 応召議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 不応召議員は次のとおりである。

な し

1、 出席議員は次のとおりである。

2 番	江本 昇	3 番	影山 美雄	4 番	川尻 竹藏
5 番	永本善次郎	6 番	丸龍 孝敏	7 番	北山 朝彦
8 番	向山 篤宏	9 番	岩瀬 公	10 番	坂口 進
11 番	寺下 博子	12 番	新開 悦博	13 番	舛田 邦人
14 番	山本 正男				

1、 本会の書記は次のとおりである。

議会事務局長 木里 茂樹

1、 地方自治法第 121 条の規定により説明のために会議に出席したものは次のとおりである。

町 長	影治 信良	副 町 長	山路 和秀
教 育 長	寺内 康博	支 所 長	濱 浩治
会計管理者兼会計課長	山田 由美	総務企画課長	磯野 晴幸
住民生活課長	谷口 和江	保健福祉課長	原 千代子
税 務 課 長	丸岡 武	建 設 課 長	鈴木 義勝
政 策 調 整 監	草野 裕作	産 業 振 興 課 長	今津 秀貴
消防防災課長	武田 和幸	水 道 課 長	中林 伸次
住 民 室 長	花木美名子	地 域 振 興 室 長	小坂 進
日和佐病院事務長	岡本 照彦	由岐病院事務長	木本 節
学校教育課長	海司 広幸	社会教育課長	岩瀬 和夫

子どもセンター長	藤井 隆司	由岐・木岐・阿部保育園園長	服部 園子
教育委員長	原田 村美	監査委員	青木 昭夫

1. 会議事件は次のとおりである。

- |        |                       |   |
|--------|-----------------------|---|
| 日程第 1  | 認定第 1 号               | 平成 22 年度美波町公営企業会計決算の認定について                    |
| 日程第 2  | 認定第 2 号               | 平成 22 年度美波町歳入歳出決算の認定について                      |
| 日程第 3  | 報告第 8 号               | 平成 22 年度決算における健全化判断比較について                     |
| 日程第 4  | 報告第 9 号               | 平成 22 年度決算における資金不足比較率について                     |
| 日程第 5  | 議案第 53 号<br>専決第 17 号  | 美波町税条例の一部を改正する条例の制定について<br>( 条例第 17 号 )       |
| 日程第 6  | 議案第 54 号              | 物品購入契約の締結について                                 |
| 日程第 7  | 議案第 55 号              | 平成 23 年度 美波町一般会計補正予算 ( 第 3 号 )                |
| 日程第 8  | 議案第 56 号              | 平成 23 年度 美波町国民健康保健事業特別会計補正予算<br>( 第 2 号 )     |
| 日程第 9  | 議案第 57 号              | 平成 23 年度 美波町育成奨学金貸付事業特別会計補正予算<br>( 第 1 号 )    |
| 日程第 10 | 議案第 58 号              | 平成 23 年度 美波町簡易水道事業特別会計補正予算<br>( 第 2 号 )       |
| 日程第 11 | 議案第 59 号              | 平成 23 年度 美波町介護保険事業特別会計補正予算<br>( 第 1 号 )       |
| 日程第 12 | 議案第 60 号              | 平成 23 年度 美波町国民健康保険阿部診療所特別会計<br>補正予算 ( 第 1 号 ) |
| 日程第 13 | 議案第 61 号              | 平成 23 年度 美波町後期高齢者医療特別会計補正予算<br>( 第 1 号 )      |
| 日程第 14 | 意見書について               |   |
| 日程第 15 | 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について |   |

9月20日(火)

(時に9時00分)

議

長 おはようございます。本日平成23年第3回美波町議会定例会が、招集されましたところ、議員各位には何かとご多忙の折ご出席下さいましてありがとうございます。

只今の出席議員は13名定足数に達しておりますので、これより平成23年第3回美波町議会定例会を開会いたします。

会議に先立ちまして諸般の報告を行います。6月29日徳島県町村議会臨時総会開催され議長が出席しました7月15日徳島県町村議会議長会、理事会・事務局長会合同会議に議長が出席しました。7月25日、阿佐東線連絡協議会総会が海陽町で開催され議長が出席しました。7月28日海陽町、東みよし町と議会広報について研修会を開催し、議会改革・広報特別委員会委員2名が出席しました。8月8日、総務産業建設委員会を開催しました。8月31日総務産業建設委員会・文教厚生委員会を開催しました。9月13日、第3回定例会の日程等について議会運営委員会及び病院事業改革特別委員会を開催しました。

以上で、諸般の報告を終わります。

本日の会議を開きます。

日程第1会議録署名議員の指名を議題といたします。会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第115条の規定により、議長において指名いたします。7番北山議員、8番向山議員兩名を指名いたします。

日程第2会期決定の件を議題といたします。会期につきましては、去る9月13日に議会運営委員会を開催しておりますので議会運営委員長より、ご報告お願い致します。

14番議員

議会運営委員長報告。皆さんおはようございます。議会運営委員長報告を行います。先週9月13日議会運営委員会を開催いたしました。委員7名全員出席の下、理事者側からは影治町長・山路副町長・磯野総務企画課長の出席を求め、平成23年美波町議会第3回定例会に上程予定の議案内容につきまして、慎重に審議いたしました。結果会期は本日20日より9月28日までの9日間に開催することに決定いたしました。

なお一般質問の通告は、本日の正午までといたしております。ご承知おき願いたいと思います。

なお、服装については6月議会同様クールビズでということまで

申し合わせておりますので、ご協力のほどをよろしくお願いいたします。

議

長

以上議会運営委員長報告を終ります。

お諮りいたします。

本定例会の会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から9月28日までの9日間とすることにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

よって会期は本日から9月28日までの9日間と決定いたしました。なお、会議予定につきましては、お手元にご配布の日程表により進めたいと思いますのでご了承願います。

日程第3町長提案理由説明を議題といたします。

本定例会に提出されております議案は、議案一覧表にありますとおり決算認定議案2件、報告議案2件専決処分報告1件、契約議案1件、補正予算議案7件、計13件であります。これを一括して議題といたします。

影治町長に提案理由の説明を求めます。

町

長

おはようございます。今年も厳しい残暑が続いていましたが、彼岸花が咲き始め、ようやく秋の気配を感じるようになりました。本日、平成23年美波町議会第3回定例会を招集いたしましたところ、議員各位には公私何かとご多用の中全員のご出席を賜りまして、ご審議をいただけますこと大変有り難く存じているところであります。

9月2日から3日にかけて高知県東部に上陸した台風12号により、紀伊半島の和歌山・奈良・三重の3県ではこれまでにない大規模な被害に見舞われ、当町でも高潮の影響による家屋への浸水被害が発生いたしました。被害に遭われました皆様方に、お見舞いを申し上げます。

さて、本定例会におきましてご審議をお願いする議案につきましては、平成22年度の決算認定2件と、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく比率等についての報告2件、専決処分報告の承認議案1件、契約議案1件、平成23年度の一般、特別会計の補正予算に関する議案7件の計13件を提出しているところであります。

議案説明に先立ちまして、平成22年度普通会計の決算概要についてと、諸般の報告についてご報告を申し上げます。

歳入の決算額は6,360,809千円、歳出の決算額は6,062,149千

円で、形式収支は 298,660 千円であります。この額から翌年度に繰越すべき財源 29,709 千円を差引いた実質収支は 268,951 千円となり、実質収支比率は 6.9%となっています。

次に、主な財政指標でございますが、経常収支比率は 79.7%で、対前年度比 3.5%の改善、公債費比率は 5.8%で、対前年度比 2.4%の改善、起債制限比率は 5.9%で、対前年度比 2.0%の改善、実質公債費比率は 9.5%で、対前年度比 1.9%の改善、となっております。このように、合併後は集中改革プラン、行財政改革プランに基づき行財政改革に取組み、毎年財政指標は改善されてはきていますが、本町の財政構造が地方交付税に大きく依存していることから、平成 28 年に合併算定替えの期間である 10 年が過ぎることや、今後の地方交付税の動向によっては、財政状況が急激に悪化する恐れも十分考えられることから、今後とも行財政改革プランに基づき、健全な財政運営に努めてまいりたいと考えているところであります。

次に、東日本大震災に関する支援についてでございますが、被災者への支援として、町では義援金を受け付けておりましたが、9 月 2 日時点で 5,381,917 円と多くの方々のご支援をお預かり致しました。町では、震災後 6 ヶ月となることから住民の方々からお預かりした義援金と町で予算計上させて頂いております義援金 3,000 千円を合わせた 8,380 千円を被災地へお送りさせて頂きました。義援金の送り先は、岩手県大槌町、宮城県南三陸町と女川町へそれぞれ 2,000 千円とさせて頂き、残りの 2,380 千円は日本赤十字社徳島県支部にお送りさせて頂きました。贈り先の選定については、死亡者・行方不明者の数が多かった順で 3 つの町を選定させて頂きました。お贈りするに当たっては、川尻議長と私が現地へ赴き、目録を直接被災地の町長にお渡しし、被災に遭われた方々へのお見舞いと一日も早い町の復興を願っていることをお伝えして参りました。被災地の町長からは遠くの地からの激励に、感謝の言葉を頂いたところであります。義援金については、今回が大きな節目となり、今後お預かりする義援金については基本的に日本赤十字社徳島県支部を通じてお贈りすることといたしております。なお、宮城県北部沿岸市町村の支援を行っている徳島県チームの一員として現在まで 10 名の派遣を行って参りましたが、避難所の縮小等により南三陸町と石巻市への派遣は 9 月 9 日をもって終了し、今後は女川町と気仙沼市への派遣を継続することとなっております。美波町では 10 月 19 日から気仙沼市への派遣が予定されておりますが、現地の状況により派遣終了となる



ことも考えられます。

次に、町政懇談会につきましては、9月13日に戎町、翌14日に東町を対象に行っております。東日本大震災の後ということもあり、避難場所や避難路の確保など防災関係のご意見を多く頂きました。町政懇談会につきましては、今後とも実施し、町政を進める中で、対話によるより良いまちづくりの実現に向け取り組んで参りますので、ご理解、ご協力賜りたくお願い申し上げます。

次に、地域おこし協力隊についてでございますが、この事業は、過疎・高齢化が進む地区に地域おこし協力隊員として都市住民を受け入れ、地域コミュニティ等の維持・強化を図ると共に、新たな地域の再生と活性化を図ることを目的といたしております。本町におきましても、過疎・高齢化が進み、地域力の低下が懸念されているところであり、昨年度から取り組んでいるところであります。本年も募集を行いましたところ、3名の方々の応募があり、受け入れ希望地区2地区との面接を行い、その中の木岐地区にこの8月から1名入って頂き、地域に密着した活動を行って頂いているところであります。今後、最長で平成26年3月まで活動して頂くことといたしております。

次に、タクシー利用料金助成事業についてでございますが、高齢者の方々に自動車の運転が出来ない方や、公共交通機関の利用が困難な方等の日常生活の利便を図ることを目的にタクシー利用料金の一部を助成する事業として6月議会に予算を計上いたしましたタクシー利用料金助成事業の状況であります。9月15日現在で18人の申込みを頂き9月から事業を実施いたしております。今後も随時申込みを受け付け、現状の把握や色々な課題をお聞きしながら、過疎地の交通弱者の方々の移動手段の一つとして進めさせて頂ければと考えております。

次に、定住自立圏構想共生ビジョンについてでございますが、阿南市を中心市とした定住自立圏共生ビジョンにつきましては、8月31日の総務産業建設常任委員会でもご報告させて頂きましたが、この共生ビジョン策定については、5月に阿南市において阿南・那賀・美波共生ビジョン懇談会を立ち上げ、策定に向け取り組んでまいりました。懇談会設立後、7月27日に第2回の懇談会を開催し、8月にパブリックコメントの実施を経て、8月17日に第3回目の懇談会を開催し、最終案が取りまとめられたところであります。この最終案については議会に報告後9月1日に正式に公表しております。今後は、平成24年度からの事業実施に向け取り組むこととしておりますので、ご理解とご協力を頂ければと

存じます。

次に、インターネット公有財産等売却システムによる一般競争入札についてでございますが、職員政策提案制度により、検討を進めて参りましたインターネットによる公有財産等の売却についてであります。他市町村の事例研究や関係規則の整備を行い、9月5日に第1回目の売却の公告をヤフーオークションにより行ったところであります。対象となる物品については、古くなったカメラ3台とファンヒーター1台といたしております。入札期限は10月13日としており、今後とも公有財産の有効活用の一環として進めることといたしております。

次に、姉妹都市交流についてでございますが、香川県三豊市関係では、7月17日の「うみがめまつり」に横山三豊市長を始め、3代目浦島太郎、三豊観光大使、香川高等専門学校詫間キャンパスの生徒など一行22名が来町しうみがめ祭りに花を添えていただきました。また、8月13日には「たくま港まつり」に当町から乙姫大使を始め、関係者11名が訪問し、友好の絆を深めたところであります。オーストラリアケアンズ市関係では、ケアンズ市の友好都市4カ国10名の若者が参加して行われたケアンズ市議会姉妹都市若者大使事業に美波町からも日和佐中学校と由岐中学校の生徒2名が参加し、姉妹都市としての友好を図って頂いたところであります。

次に、地域づくりインターン事業についてでございますが、8月17日から31日までの間、高崎経済大学の学生1名を受け入れ、ウェルかめ推進事業やうみがめ保護、漁業や農業体験などを通して、美波町の観光や地域の活性化などについて提言をいただきました。この提言については、今後のまちづくりに生かしていきたいと考えております。

次に、職員研修についてであります。職員研修では、今後の防災対策のため8月22日に危機管理アドバイザーの山村武彦氏をお招きし、「自治体職員の危機管理」と題した講演をしていただき、自治体職員に求められる実践的防災対策などについて研修を行っております。また、当日の夜にも一般住民の方々を対象に「自守防災・いのちを守るために」と題して講演会を開催させて頂き、多くの住民の方に参加していただきました。

次に、住民生活課関係でございますが、台風12号による高潮の影響により、日和佐地区で床下浸水22戸、由岐地区で床上浸水10戸、床下浸水41戸の浸水被害が発生しました。浸水したくみ取り式のトイレの汲み取りを9月4日が日曜日でありました

が、海部郡衛生処理事務組合のご協力を得て、日和佐地区で 13 戸、由岐地区で 38 戸の汲み取りを行い、処理手数料 180 リットル分を町が負担することとしております。また、浸水家屋の消毒を、日和佐地区で 31 軒、由岐地区で 52 軒について、職員が被災家庭を訪問し、噴霧をいたしました。

次に、保健福祉課関係でございますが、9 月 9 日に議員各位にもご臨席を賜り、「美波町敬老町民のつどい」を開催いたしました。ご長寿の節目を迎えられました、100 歳以上の高齢者 11 名、白寿 3 名、米寿 57 名、喜寿 135 名の皆様に案内をし、当日ご参会をいただきました皆様と共に、心から長寿のお祝いを申し上げたところでございます。

次に、産業振興課関係でございますが、農業関係では四国地方の今年の梅雨明けが、平年より 10 日早く、昨年より 9 日早い 7 月 8 日となり水不足が心配されましたが、JA 海部の水稻の集荷状況によりますと、8 月 26 日現在の総集荷量 5,435 袋（163.05 t）は、対前年度比 96% であり、その内 1 等米の比率は 74% でほぼ平年並みと聞いております。また、おいしい地域ブランド米として「乙姫米」を JA 海部とともに振興してきており、消費拡大と PR のため 8 月 20 日には県内の消費者 44 名を招き、生産者と消費者との交流会を開いたところでございます。

次に、商工・観光関係でございますが、町のにぎわい創出とふれあいの場づくり及び「ウェルかめ効果」を一過性に終わらせることなく持続させることを目的に、昨年 7 月 25 日からウェルかめロケセットを旧日和佐高校体育館に設置しておりましたが、本年 8 月末日をもって閉館いたしました。オープン以来の入館者数は、19,967 人になりました。入館者の内訳としましては、町内 2,964 人、町内以外の県内 9,007 人、県外 7,996 人となっております。町内以外の県内が一番多くなっております。今後のウェルかめロケセットにつきましては、有効活用いたしたく現在活用方法等について検討中であります。

観光関係のイベントとして、7 月 16 日には「うみがめ祭り」を開催し、大浜海岸での感謝祭・桜町通りでのストリートパフォーマンス・阿波踊り・納涼花火などを行い、翌日の 7 月 17 日には、「日和佐うみがめトライアスロン大会」を開催いたしました。両日とも天気には恵まれましたが、台風 6 号の影響により波が高く、子亀の放流は中止し、トライアスロンの水泳はコースをやむなく変更しましたが、大勢の皆様楽しんでいただけたものと思っております。特に、トライアスロン大会については、12 回目の大会

となり申込者が多く過去最短の申し込み期間で打ち切りましたが、706名の参加を得ました。参加者のみならず、ご家族・グループ・応援団等が訪れるスポーツイベントであることから、美波町は勿論、近隣の市町村にまで経済効果を及ぼすイベントとして定着してきたと思っております。今後のイベント予定としては、10月2日に美波町観光協会主催で「秋の観光まつり」を、10月3日(土)から4日には、「四国の右下」右上がり協議会が主催する県南地域「四国の右下」食博覧会を旧水産高校で開催予定としております。

海部郡3町で組織する南阿波よくばり体験推進協議会が行っている体験型観光や修学旅行受入については、5月5校684名、6月14日まで3校462名、6月15日から17日に藤井寺市立道明寺中学校189名、7月6日から7日に神戸大学付属住吉小学校120名、9月6日から8日には京都市立洛風中学校32名の修学旅行を受け入れております。今後、修学旅行等の受け入れ予定としては、10月12日から14日の福山市立新市中央中学校149名をはじめ、6校608名が訪れることになっております。また、来年度も仮予約を含めて、17校2,503名の予約が入っております。

次に、支所における産業振興関係でございますが、漁港事業関係では、7月18日から20日にかけて大きな影響を与えた台風6号により、町内の殆どの漁港に木竹を含む相当量のゴミが泊地に流れ込み、係船岸からエプロンに堆積するなどしたために、漁業者及び県などと連携しつつ、それらの撤去、処分にあたりました。また、それに続く台風9号による波浪も影響して、南白浜・田井ノ浜西・恵比須浜・たくみ排水の吐き出し口が埋塞し、南白浜と田井ノ浜西については県で、恵比須浜・たくみ排水口については町で埋塞土砂の撤去を行いました。一方、伊座利漁港においては、台風12号の長時間続いた波浪の影響により、平成21年度に完成した沖防波堤の100トン型消波ブロック数個が飛散・滑落する被害が出ており、災害復旧事業の要望を行っております。

次に、水産関係でございますが、7月23日、阿部の未来をつくる会が主催して「阿部のアワビ喰らうど〜！」と題した料理教室が開催されました。これは昨年から実施している「みなみにウェルかめお魚料理教室」という町単独事業の一環であります。この事業は、町内の漁協及び漁協が参加する団体が主体となって、県内外の都市部住民に参加を呼びかけ、季節の魚介類を主材料にした料理教室を開催することで、魚介類の販売促進は勿論、当該地区に於ける人材育成や6次産業化の可能性を高めることを目的と

したものです。休校中の阿部校を会場に実施された今回は、県内各所から小学生から76才までの20名が参加し、アワビの刺身・貝焼き・サザエのつぼ焼き・アワビ飯・ワカメのみそ汁を地元スタッフと共にこしらえ、交流を深めました。なお、この料理教室で実施した郷土料理の「アワビの貝焼き」が切っ掛けで、「流れ子の貝焼き丼」という料理が考案され、「うしお庵」に於いて県職員などが参加した有料試食会が8月に2回開催されるなどしております。

また、前年度、志和岐地区を対象に徳島大学総合科学部の中嶋信教授をプロジェクトリーダーにお願いして取り組んだ「限界集落持続活性化模索事業」の報告会での提案を契機として、志和岐漁港蓄養水面で徳島科学技術高校生による「ユニバスター事業」が7月1日に実施されたほか、海部上灘漁業振興会で具体化され、振興会が主催して7月13日に実施した「海の男のトークショー」を経て、「美波の海の恵み研究会」という組織が8月26日に形成され、動き始めております。今後海水温上昇の影響が出てくると考えられる志和岐・東由岐・西由岐・木岐の4漁協から組合員有志が参加して漁業の持続策を模索する予定で、今年度についてはヒジキの養殖実験を11月頃から志和岐から木岐までの沿岸部3・4箇所を実施してみる方向で検討が進められることになっております。

次に、田井ノ浜海水浴場については、7月3日に海水浴場開きを行い、8月25日までの54日間開設致しました。今年は、平成23年の「3」と7月3日の「7」と「3」の組み合わせから「みなみの日」として、由岐商工会がアワビ枚数当てクイズ、アワビ探し等を実施、由岐公民館がカーヌー体験を実施しました。利用者については、昨年から1,459人減の8,872人で、これは天候に恵まれず最低数を記録した一昨年の8,781人に次ぐ少ない人数となりました。これは、台風が2度接近し、夏休みのスタート時点を含めて遊泳禁止が6日間あったことに加え、遊泳禁止日以外でも台風前後は波が高かったことが影響しているのではないかと考えられます。

住民と帰省者との貴重なふれあいの場として、また由岐地区における数少ないステージイベントの一つとして、お盆の恒例行事となっている第27回「ふるさと由岐まつり」は、例年通り8月15日に由岐支所前グラウンドを会場に開催され、約2,300名の来場者でにぎわっております。

今年で21回目となる「由岐伊勢エビまつり」につきましては、

由岐商工会を事務局として10月23日に開催する予定となっております。実行委員会において順次準備が進められております。

次に、円形水槽横に飲食コーナーを新設し、5月末に改修工事が完成した由岐ふれあいホールについては、9月中にも由岐商工会が飲食店営業許可をとり、活用を始める予定となっております。最初は物産コーナーで販売している既存物産の販売促進用に使用しながら、徐々にお客さんに客席で七輪等で焼いて食べてもらう「七輪バーベキュー」スタイルを模索していくよう計画中で、先々では、四国の右下「南阿波弁」研究会の動きとも関係した利活用に発展する可能性があるかと期待しております。

次に、建設課関係でございますが、はじめに町工事についてご報告をいたします。繰越ししております県単災害防止緊急対策事業の西河内はりま中岡宅横谷と北河内久望弥野谷は10月に完成予定です。他事業との関連で繰越した4箇所の農業施設災害では3箇所が完成し、残る1箇所は10月完成予定です。国道防災工事との関連、地元水道施設との調整で繰越していましたが公共土木施設災害の河川2箇所は7月中旬に完成しています。

7月18日から19日の台風6号の波浪により被害がありました明丸線の舗装復旧は予備費流用により応急本工事を実施し、9月13日災害査定を受けたところでございます。9月1日から3日の台風12号の波浪及び豪雨により被害がありました農業用施設・林業用施設・公共土木施設はこの度補正計上しており、災害査定準備中でございます。

次に、県工事の主なものについてご報告いたします。道路関係でございますが、赤松由岐線では赤松耳瀬で局部改良の設計ができましたので、境界立会を10から11月に行い、用地測量と用地及び建物補償に関する調査を11月に発注予定と聞いています。赤松由岐線馬路の災害復旧は河川は完了し、迂回路、道路は来年3月の完成予定と聞いています。日和佐小野線・田井ノ浜の現道改良については、設計は9月中に完了の予定で、建物調査に8月末から入り境界立会を9月末に行い、その後、用地測量及び建物移転補償費算定作業に着手すると聞いています。由岐大西線の阿部での緊急地方道は、鹿ノ首岬付近での改良工事は、改良と側溝工事は既に発注し、舗装工事は10月発注予定と聞いています。由岐港線では、西由岐の道路維持修繕、由岐大西線の伊座利での道路維持修繕は測量設計をそれぞれ10月頃に発注予定と聞いています。日浦野田線の道路維持修繕は、測量設計は8月発注し、地質調査は準備が整えば発注と聞いています。北河内奥河内線・

西町の舗装は、8月に発注し10月始めの祭りまでに完了予定と聞いています。

次に河川、砂防、治山関係でございますが、奥潟川総合流域防災事業は、繰越した支線の牟井谷川は7月上旬に完了し、残りは準備が整えば発注と聞いています。河川特改では、阿部東川で床止め工事が準備が整えば発注と聞いています。県営の急傾斜地崩壊対策事業は、伊座利小学校裏付近で繰越工事は11月に完了予定で、23年度は擁壁、法面工事を準備が整えば発注と聞いています。東由岐の津波避難階段は、準備が整えば発注と聞いています。西河内田々川と永田の県単砂防事業は、9月中旬に完了しました。山王谷の通常砂防事業は測量設計、地質調査を発注しており用地測量、用地補償に着手すると聞いています。治山事業で実施している南海地震対策の苦越の防潮堤嵩上げ工事は、今年度は震災の関係で予算が付かないとのことでありましたが、予算付けがされたと聞いています。北河内久望の予防治山事業は、測量設計が出来れば10月に発注予定と聞いています。

次に、港湾関係でございますが、日和佐港の海岸高潮対策事業は、南防波堤改修工事の繰越分は12月完了予定と聞いています。次に、地域高規格道路(日和佐道路)についてご報告申し上げます。日和佐道路につきましては、県南住民の待望久しかった全線開通が7月16日に実現いたしました。開通式典は福井町総合センター及び現地にて、徳島県知事・国会議員・町議会の皆様にもご出席いただき、また美波町の小中学生12名もテープカット、くす球開被、パレードに参加し思い出を創っていただきました。由岐インター付近では多くの住民のご参加を得て、モチ投げを行い、午後3時から供用開始されたところでございます。全線開通直後に調査した利用者の声では、カーブが少なく運転しやすい。道が広く走りやすい。安全性・快適性・時間信頼性について90%以上の方が満足との回答であったとのことでした。日和佐道路の利用状況では全線開通前1,500台から6,000台に増加、所要時間も5分短縮されています。

日和佐道路は全線開通しましたが、国道55号は県南地域にとり唯一の幹線道路であります。今後いつ起こるかもわからない南海・東南海地震による津波被害を回避した避難、緊急物資輸送路の確立や、四国が一つになり自立し、発展していくためになくはない根幹的な社会基盤であります「四国8の字ネットワーク」の早期整備を引き続き訴えていかなくてはならないと思っております。

また、地域高規格道路阿南安芸自動車道の重要性を認識し、早期整備を求めると共に、地域づくりを考え、地域間の交流を促進することを旨として「四国の道を考える会」美波大会を12月3日にコミュニティホールで開催する予定としています。

次に、国道関係でございますが、山河内地区、奥河内地区の歩道整備工事は8月に完了し、北河内地区・大戸地区での防災対策工事は12月に完了予定、大戸第1号溝は床版補修工事を発注し、2月に完了予定と聞いています。

次に、消防防災課関係でございますが、8月10日午前11時14分、薬王寺瑠璃閣で火災が発生し、日和佐地区の7分団、海部消防組合で消火にあたり、付近への延焼もなく、午前11時40分に鎮火しました。

台風6号の接近に伴い、7月18日から19日にかけて、波浪警報、大雨・洪水警報、暴風警報、高潮警報が順次発令され、準備体制、警戒体制で職員を参集し、19日午後3時には災害対策本部を設置し、陸こうの閉鎖、海面監視、町内巡視、情報収集等を行い、警戒に当たりました。また、避難所を開設し、最大時で46名の方が町内9ヶ所の避難所に自主避難をしていましたが、7月20日午前9時には、自主避難者は全て帰宅し、発令されていた警報は午前10時30分に全て解除となりました。

次に、防災の日である9月1日には、地震、津波被害を想定した避難訓練を実施し、学校、病院、高齢者施設等18施設、1,268人が参加しました。避難訓練対象の各施設へは、消防16分団の団員を配置し、避難状況の確認報告を行っております。今後も各施設と消防団員の実働訓練として有効な訓練となるよう取組んで参りたいと考えております。

8月1日に設置をいたしました危機管理プロジェクトにおいて、役場職員がそれぞれの地域の住民と共に各地区の避難場所、避難路の見直しを8月中に行うこととしておりました。この、見直し結果について、9月15日に開催した幹事会においてとりまとめを行っており、今後の防災対策に取り入れていくこととしております。

台風12号接近に伴い、9月1日午後0時17分に波浪警報、2日午前6時40分に大雨洪水警報、午後0時7分には暴風高潮警報が発令されたため、午後5時に災害対策本部を設置し、陸こうの閉鎖、海面監視、町内巡視、情報収集等を行い、警戒に当たりました。また、避難所を開設し、最大時で27名の方が町内5ヶ所の避難所に自主避難をしました。3日午後10時18分に発令さ



れていた警報は全て解除となりました。

4日午前8時から被害調査を実施し、浸水地域の汲み取り、消毒を行いました。今回の台風は、非常に速度が遅く、満潮時間と台風接近時間が重なり、高潮による影響での浸水被害が多くあり、木岐地区で床上浸水10戸、床下浸水41戸、また日和佐地区で床下浸水22戸の住宅への被害がありましたが、幸いにも人的被害はありませんでした。

次に、教育委員会関係でございますが、学校教育においては、由岐小学校、木岐小学校、日和佐中学校、由岐中学校の図書室へのエアコン設置が完了いたしました。読書活動や調べ学習における環境整備ができたものと思っております。また、社会教育においては、7月10日に合併5周年記念事業日和佐道路全線開通記念イベント「光と海ロードチャリティーマラソン&ウォーキング」を開催しました。大変暑い中でありましたが、マラソン184名、ウォーキング423名の参加者が、完成したばかりの日和佐道路の上を思い思いのペースで、楽しんでいました。なお、東日本大震災の復興支援の一環としても開催し、義援金を募ったところ、237,251円が集まり、7月27日に日本赤十字社に振り込んでおります。

また、本年のウミガメの上陸頭数であります。初上陸が7月8日と遅く心配をいたしました。9月1日現在で14頭の上陸がありました。

なお、合併5周年記念行事として、9月21日(水)午後6時から日和佐総合体育館において、「音楽が息づくまちづくりin美波町」を開催いたします。出演者は、時任康文先生が指揮する「とくしま国民文化祭記念管弦楽団」と地元のコーラスグループ、小学生との共演も予定されておりますので、議員の皆様方も是非ご鑑賞していただければと思います。

次に、病院事業関係でございますが、9月13日の病院事業改革特別委員会において、美波町病院事業のあり方検討委員会から出された答申の中間報告について説明をいたしました。日和佐・由岐2病院は統合・再編し、1病院1診療所を基本に検討を進めると答申され、今後は整備に向けた考え方の骨子等について、検討がされることとなっております。また、美波町病院経営改革プラン評価委員会から町長に提出された平成23年度の答申内容についてもご報告をさせていただきました。その答申内容等について広報みなみ10月号で住民の皆様方に公表する予定としております。

以上「諸般の報告」といたします。議員各位のご理解をお願い申し上げる次第であります。

続きまして今議会に提案してご審議を賜ります議案につきまして、その概要を順次ご説明申し上げます。

はじめに、認定第 1 号は「平成 22 年度美波町公営企業会計決算の認定について」であります。これは、監査委員の審査に付した、「水道事業会計」と「病院事業会計」の平成 22 年度決算について、地方公営企業法第 30 条第 4 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

次に、認定第 2 号は「平成 22 年度美波町歳入歳出決算の認定について」であります。監査委員の審査に付した「一般会計」と「11 の特別会計」の平成 22 年度決算について、地方自治法第 233 条第 3 項の規定に基づき、監査委員の意見をつけて議会の認定に付するものであります。

なお、事業の成果報告につきましても、規定により提出をいたしております。

次に、報告第 8 号は「平成 22 年度決算における健全化判断比率について」であります。地方公共団体の財政の健全化に関する法律第 3 条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 22 年度決算における財政の「健全化判断比率」、これは実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率の 4 指標を指しますが、この「健全化判断比率」について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

次に、報告第 9 号は「平成 22 年度決算における資金不足比率について」であります。報告第 8 号と同じく、「地方公共団体の財政の健全化に関する法律」第 22 条の規定に基づき、監査委員の審査に付した平成 22 年度決算の「資金不足比率」について、監査委員の意見をつけて議会に報告するものであります。

次に、議案第 53 号は「専決処分の承認を求めることについて」でありまして、地方自治法第 179 条第 1 項の規定により専決処分した事件について、同条第 3 項の規定によりご報告を申し上げ、ご承認を賜りますようお願いするものであります。

専決第 17 号は、「美波町税条例の一部を改正する条例の制定について」であります。地方税法の一部を改正する法律が平成 23 年 6 月 30 日に公布されたことに伴い、美波町税条例を変更するための一部改正でございます。主な改正項目は、寄付金税額控除の対象の見直し及び適用下限額の引下げ、更正期間の延長等の納税環境の整備並びに個人町民税等の脱税犯に係る懲役刑の上限

の引上げ等の罰則の見直しを行うとともに、税負担軽減措置等の整理合理化等を行うものでありまして、関連する町税条例の改正を行ったものでございます。

次に、議案第 54 号「物品購入契約の締結について」であります。美波町議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第 3 条の規定に基づき、9 月 6 日に入札執行された「小型動力ポンプ付積載車」の購入契約を締結するに当たり、議会の議決を求める議案でございます。落札金額は 12,369 千円で、株式会社藤島徳島営業所が落札し、請負率は 95%でございます。納期は平成 24 年 3 月 23 日とし、配備先は日和佐第 5 分団赤松及び由岐第 2 分団東由岐でございます。

次に、議案第 55 号から第 61 号までの 7 件は、平成 23 年度一般会計・特別会計の補正予算であります。

まず、議案第 55 号は「平成 23 年度美波町一般会計補正予算(第 3 号)」でありまして、歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 106,594 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 4,932,295 千円といたしております。今回の補正での歳出における主な補正は、民生費の社会福祉総務費では、国保事務費等繰出金として 8,432 千円を追加いたしております。老人福祉費では、徳島県地域支え合い体制づくり事業費として 5,000 千円を追加いたしております。これは、要援護高齢者、障害者及びその家族に関する基礎的事項及び課題等を把握及び当該情報を把握記載した台帳等の整備するための委託料でございます。農林水産関係では、農山漁村活性化費で台風 12 号により被害を受けた日和佐漁協、伊座利漁協に対する補助金として 3,000 千円、漁港建設費で伊座利漁港沖防波堤の消波ブロックの復旧事業費として設計委託料 1,000 千円、工事請負費 4,600 千円を追加いたしております。観光関係では、観光費で大浜海岸休憩所改築事業に係る監理委託料 500 千円、工事請負費 24,000 千円を追加いたしております。建設関係では、道路新設改良費で西の地 28 号線改良工事の工事請負費として 1,700 千円を追加いたしております。消防関係では、常備消防費で海部消防組合負担金の確定により 7,265 千円、非常備消防費で東日本大震災により多くの消防団員が犠牲となったことに伴う公務災害補償負担金 7,296 千円を追加いたしております。また、津波から命を守る緊急総合対策事業費では、避難路等の設計委託料、工事請負費、備蓄倉庫、発電機、簡易トイレ等の備品購入費として 19,000 千円を追加いたしております。教育関係では、教育総務費の需用費で 1,836 千円を追加いたしておりますが、主には台風 12 号に

より被害を受けた伊座利教員住宅の屋根修繕料でございます。災害復旧費関係では、主に台風 12 号による災害復旧費でございますが、農業施設災害復旧費で 5,000 千円、林業施設災害復旧費で 2,500 千円、土木施設災害復旧費で 10,000 千円をそれぞれ追加いたしております。なお、これらの歳出に充てる主な財源といたしましては、国・県支出金 35,862 千円、商工債・災害復旧事業債である地方債 21,600 千円、災害復旧費分担金や農産漁村活性化推進基金繰入金などのその他財源として 3,300 千円、一般財源 45,832 千円を追加し、財源に充てることといたしております。

次に、議案第 56 号「平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 78,556 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 1,418,281 千円といたしております。歳入では 7 月に国保税の当初課税が終わり、調定額が確定したことによる調整と、療養給付費等交付金の実績報告による精算に伴う追加、事務費繰入金の追加及び決算額の確定による繰越金の追加であります。歳出の主なものは、職員の異動に伴う人件費の追加と保険給付費の療養諸費と高額療養費医療の予算不足が見込まれるための追加であります。また、一般被保険者から退職被保険者に振り替えたことによる償還金の追加と予備費の追加を行っております。

次に、議案第 57 号「平成 23 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 2,400 千円を追加し、歳入歳出の総額を 21,000 千円といたしております。当初貸付予定者は、高校生 2 名、大学生 8 名の 10 名でしたが、育英奨学生審査会において、高校生 2 名、大学生 13 名が認定されたことによる大学生 5 名分の追加補正であります。

次に、議案第 58 号「平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 10,344 千円を追加し、歳入歳出の総額を 90,013 千円といたしております。歳入では、前年度繰越金が確定したことによる追加、歳出では、主に財政調整基金の積み立てと予備費の追加であります。

次に、議案第 59 号「平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 28,236 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 1,259,549 千円といたしております。歳入では、前年度精算による支払い基金交付金と繰越金の追加であります。歳出では、前年度精算によ

る国庫支出金・県支出金の返還金と一般会計繰出金の追加及び予備費の追加であります。

次に、議案第 60 号「平成 23 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 1 号）」であります。歳入歳出の総額に歳入歳出それぞれ 4,782 千円を追加し、歳入歳出の総額を 37,771 千円といたしております。歳入では、前年度決算額の確定による繰越金の追加と、歳出では、主に予備費の追加であります。

次に、議案第 61 号「平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）」であります。歳入・歳出予算の総額にそれぞれ 3,161 千円を追加し、歳入・歳出予算の総額を 119,073 千円といたしております。歳入では、主に前年度決算額が確定したことによる繰越金の追加であります。歳出では、主に平成 22 年度実績に基づく後期高齢者医療広域連合納付金の追加であります。

以上、提案いたしております議案の主だったものの概要をご説明申し上げました。なお、議案の詳細につきましては、担当課長から説明をいたさせますので、ご審議の上、原案のとおりご承認を賜りますようお願いを申し上げます。町長提案理由の説明といたします。どうぞよろしく願いいたします。

議

長 提案理由の説明が終わりました。

お諮りします。

本定例会に提出されております議案のうち認定第 1 号・第 2 号及び報告第 8 号・9 号については、「決算特別委員会」に付託して審議することにしたいと思います。

ご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

したがって、認定第 1 号・2 号、報告第 8 号・9 号については、「決算特別委員会」に付託して審議することに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ご苦労様でした。

（時に 10 時 00 分）

9月26日(月)

(時に 9時00分)

議

長 おはようございます。ただ今の出席議員は12名です。定足数に達しておりますので、休会前に引続き本日の会議を開きます。

日程第1 一般質問を行います。一般質問の通告者は6名です。通告順に発言を許可します。

6番丸龍議員の一般質問を許可します。

6番議員

議長

議

長

丸龍議員

6番議員

6番丸龍。

おはようございます。まず初めに先の台風12号・15号で被害に遭われた皆様方に心からお見舞いを申し上げたいと思います。また、この台風通過後、朝夕はめっきり涼しくなり、しのぎやすくなった今日でございます。しかし、そのような中、本町の地域の産業・経済は大変厳しい環境の中にあると思われまます。そこで本日は大きく1点、産業振興面における地域活性化について質問をしたいと思います。そのような中、小さく3点、商工業の振興策の具体例について、また地域資源を生かした新たな地域ビジネスの創出の具体例について、また農林水産業の振興策の具体例について質問をしたいと思います。全て関連の質問でありますので、合わせて質問をしたいと思いますので、よろしくお願いを申し上げます。

では本題でございますが、美波町総合計画のまちづくり基本指標では、計画作成時から10年後、平成29年の将来人口8,000人を維持することと目指すとありますが、この総合計画作成から現在までの人口減少はどの程度であるか、まず初めにお聞きしたいと思います。そして本当に平成29年の将来人口は8,000人を維持できるか、それもあわせてお聞きしたいと思います。

少子高齢化による地域力の低下が懸念される中、高齢化社会に対応した福祉を中心とした施策によるまちづくりを進めることも、地域の活性化を図る上で当然必要とは思いますが、町の中に産業による息遣いのないまちは、本当に活力を失い、衰退・地盤沈下、やがては沈没をしたまちになると考えております。現状の美波町はまさしくこの症状状態にあると感じており、まちを歩いてみてもほんとうに活気は感じられません。また役場の中においても、福祉の顔は見えておりますが、産業の顔はまったく見えておらない、それが現状であります。定住化・まちの活性化を産

業振興の視点から早く取組まなければこのままでは美波町は地盤沈下の一途をたどり、本当に沈没をしてしまうと危機感を持っております。総合計画にあたる豊かな地域資源を生かした産業の多様化を進め、就業の場・機会の創出と交流人口の拡大による賑わいのあるまちづくりを目指すとするが、今までに取組んできた振興策について具体案をお答え願いたいと思います。国内においては円高・法人税等も企業が海外に出ていくという問題もあります。このことから国内の経済力が衰退するのではないかと大きな問題となっておりますが、本町美波町においても若い商店主やこれから商売をやろうとする若い人達は、人口減少に歯止めがかからないことや産業振興策がないことから、美波町ではなく、また阿南市以外の地で事業を展開したいと考えている人も多くおります。まさしく国と同じ減少が起こっているのであれば、町長自身が早く手を打たなければ、このままではこの町は本当に衰退・沈没すると思っております。このことから産業振興面における地域活性化において、まず初め一投目は町民の就業機会や、機会の確保や生活の快適さを確保するため、どのような商業の振興及び工業の振興について施策を推進してきたのか、また町民の高齢化と共に、今ある商店の役割・多様性について体験型交流事業や各種イベントと連携した商業の活性化や工業の振興では、周辺市町とどのように連帯・連携して町の活性をはかってきたのかお聞きをしたいと思っております。

2 問目はまちづくりの将来像である「海・山の恵を生かした知恵と心でつくるまち」を実現するために、交流事業の推進・観光レクリエーションの振興及び新たな地域産業づくりの推進について特に経済効果増大の交流人口の拡大については、どのような施策を行ってきたのかもお聞きしたいと思っております。

3 問目でございますが、低迷する第一次産業を振興するため、農業の振興、林業の振興、水産業の振興についての施策・また地域ブランド化による高付加価値生産についての後継者の確保及び新規就業の増加に関する支援策はお持ちなのかもお聞きしたいと思っております。答弁のほどをよろしくお願いを申し上げます。再問については自席からいたしますので、答弁の程をよろしくお願ひ申し上げます。

議長 産業振興課長

産業振興課長

お答えいたします。まず人口の減少であります。総合計画作成時、平成20年4月1日は8,502人、23年4月1日は7,979人であり、523人の減少であります。商工業の振興策につきまして

は産業振興条例の事業として、後継者育成奨励金、近代化資金資本補給金、地域産業育成研修奨励金、工場設置奨励金、商工会補助金、商工祭補助金等を実施しております。またトライアスロン大会、トレイルランニングレース開催等により、町外からの参加者の宿泊等による旅館業者・飲食業者等の振興を図っております。また最近になって商工青年による特産品作りを行いたいとの申入れもあり、できるだけ協力を支援していきたいと考えております。地域資源をいかした新たな地域ビジネス創出の具体例につきましては、本年12月3日・4日に開催予定の四国の右下博覧会南阿波サミットにおきまして、地域支援である青海苔・アオリイカ等を活用した南阿波井の開発及び町長の諸般の報告でもありましたように、美波ウェルカムお魚料理教室事業があります。この事業は町内の漁協及び漁協が参加する団体が県内外の都市部住民の参加を呼びかけ、季節の魚介類を主材料にした料理教室を開催することで魚貝類の販売促進はもちろん当該施設における人材育成や6次産業化の可能性を目指しております。また志和岐・東由岐・西由岐・木岐の4漁協から組合員有志が参加して、漁業の持続策を模索する予定で、今年度においてはひじきの養殖実験を11月ごろから志和岐から木岐までの沿岸部3・4箇所を実施してみる方向で検討が進められているところでございます。農林水産業の振興策の具体例につきましては、農業に関しましては中山間地域直接支払交付事業・農地水環境保全向上対策事業・農業者戸別所得補償制度・有害鳥獣駆除奨励交付金・有害鳥獣被害防止施設導入整備事業補助金・狩猟免許取得補助金・農産漁村活性化推進補助金等を実施しております。漁業に関しましては、増養殖場造成事業・漁場改良保全事業・種苗放流事業・漁業共済事業補助金・農山漁村活性化推進補助金・すじ青海苔の陸上養殖・クエの養殖などを実施しております。林業に関しましては、森林病虫害防除事業・県林業飛躍基金から補助を受け、間伐を実施、森林整備事業補助金・森林整備事業補助金・森林整備地域活動支援事業・森林整備加速化・林業飛躍事業等を実施しております。議員さんおっしゃる通り各種団体・町内企業等の協力し、事業展開していきたいと考えております。

議長  
6番 議員

長 丸龍議員

自席から失礼いたします。今、今津課長から答弁をいただきました。この質問に関しましては、産業振興という面で大変幅広くですね、なかなか一項にまとめるというのは難しいところでございます。課長も答弁書を読んでいただいておりますね、棒読みの状



態でちょっとはっきり私自身も分からなかったんですが、その中でですね、再問ということで、本町におきます商店または工場はいずれも大変厳しい零細企業が多くあるわけでごさいます、また共助的にも大変事業自身不振であります。各経営者はそれぞれ何が必要か、いろいろまたどのようにしたら経済不振打開をどのないしたらいいのかと暗所模索しておりますが、実際は活路を見出せないのが現状でなかろうかと思えます。各由岐・日和佐におきましても、商工会で講習会や研修会などいろいろ開くなどやっておりますが、なかなか実行が図っていないのが現状だと思っております。また受講した経営した皆さんに聞いてみましても、総論は理解できるが個別のきめ細かい指導を望んでいるというようなお話しもお聞きいたします。そこで再問なんですが、私自身の思うところによります中小企業診断による出張経営相談方法をとってみてはいかがと思えますが、この費用が大変かかるもので、町費で全て負担というわけにはいかないと思えます。そこで企業及び本人が当分の負担をして町が助成するという方法もあると思えますが、個別指導方式の導入はいかがと思えますが、答弁をお願いしたいと思えます。

議  
町

長 町長

長 今、丸龍議員んさんの方からご提案をいただいております。先ほど今津課長の方からご答弁さしていただきましたように、美波町の人口というのは毎年自然減、いわゆる出生と死亡を差引いたっていうところで100名以上の自然減がございます。でそのようなことで、人口の減少ってというのは、なかなか歯止めがかからないというような状況であります。そのような中で商業につきましては、それぞれがどのような方々をターゲットにして、そして今まで営んでこられたかなというようなこともございまして、先ほど議員おっしゃられましたように、町内の多くの商店というのは零細企業でございます。で工業の方につきましては、そのいわゆる対象というのは町内でなくて町外の方を対象にやられている企業が多いというふうにも感じておるところであります。そういった中で、それぞれ日本の経済が非常に低迷している中で、わが町といたしましても、商工業が非常に低迷しているということは認識をいたしておりまして、ただその中で町がどのようにかかわっていけるかというようなところでは、なかなか難しいところがあるというふうに思っているところでもございます。そんな中で、町といたしましては、できる限りの支援をとということで、特に今までは商工会関係につきましては、運営費補助等につきまし

は、対前年とかいうこともございまして、据え置きにさしていただいておりますけれども、特殊な例えば新規の特産品作りでありますとか、何かをやるといった時には、それぞれにおうたような支援をさしていただいているところでございます。で議員が今、ご提言がありました中小企業の診断をするというようなことにしての町の支援につきましては、ぜひまゝ考えていってみたいなあと考えておるところでございます。

議 員  
6 番 議 員

長 丸龍議員

今、町長からの答弁をいただきましてありがとうございます。これに関しては支援をする、また特産品についてもですね、面から支援をしていくということでございますので、どうかその点に付いて町長、前向きなご検討をよろしくをお願いをしたいと思います。

それからですね、続いて3問目の農業問題、また林業問題、また漁業問題であります。この第一次産業の後継者の問題は私生活の問題でありますから、あなたはこれをしなさい、これの後を継ぎなさいという訳にはいきませんが、しかし後継者を確保するためには行政は何か手をなければ、やはり後継者は育たない、私自身思っております。この一次産業の後継者について再度質問をいたしますので、何か町が打つ手をお持ちならばお聞きしたいと思います。

議 員  
町

長 町長

後継者対策、担い手対策ともいいかえるかも知れませんが、後継者対策につきましては、以前から申上げておるところでございますけれども、一口に農林水産業といいましても、そのありようは少しずつ違うのかなというふうに感じております。まず農業関係につきましては、その多くがいわゆる専業農家っていうようなことがございます。失礼、兼業農家というようなことがございます。でその兼業農家の中で、年齢を押すとともに今は本当に主な収入が年金生活・年金収入しかないというところで、農業を営んでいるっていう方たちが美波町ではもうほとんどというようにございまして。その中で、後継者というと、専業農家の場合には後継者対策につきましては、それぞれそれを事業として生業として営んでいるっていうことでございまして、どのようにするかということで、町の方といたしましても、いろいろ苦心をしておる訳ですけれども、以前に申し上げましたように、今のところは見習いの従事者制度でありますとか、外からいわゆる本来ならその美波町出身の方が継いでくれれば一番いいんですけど

れども、なかなかそうはいかない現状があるというようなことで、担い手対策については、外部からってというような視点を持っていかなくてはいけないなあというふうに思っております。そんな中で、農業を営むためには、ある一定数の農地が必要ということがございます。借りることも可能ではございますけれども、そういったところでなかなか新規参入が進まないってというようなところもございます。それはひとつには地域の中で、そういった方たちが迎えられるかどうかってというようなこともございますし、地域の方々は、やはり美波町っていいますと非常に自然が豊かっていうことで、食についても安全ということ、自認をしておるところでございますが、もし仮にそれを農地を売買をして、いわゆる町外の方に来ていただくってなった場合に、ずっと住んでそれを営んでいただければ一番いいわけですけども、ともするとまた転売というようなことで、危険性もはらんでいるというようなこともございまして、そういったところでなかなか地域での理解というのが進まないっていうところもあるのかなあというふうに思っております。で一方漁業につきましては、もうほとんどの方が専業でやられております。漁業につきましても後継者不足っていうところは、もう本当に深刻でございまして、そんな中で漁業につきましても、いろんな規制がございまして、漁業組合の中で新規参入がなされるかどうか、いわゆる同意が得られるかどうかとか、承認が得られるかどうかってということにつきましては、それぞれの漁業組合の方たちの組合員の方達の考え方にもあるのかなあというふうに思っておりますけれども、特に由岐地区の漁業につきましては、その漁業事態が漁協を中心にということで、その地域も形成しているというファクターもございまして、漁業が衰退するっていうことはその地域が衰退するということにもなってまいりますので、非常に深刻な状況でもございます。そんな中で町といたしまして、どのようなことができるのかなあということ考えた場合には、各漁協組合と協議をしながら、その漁業組合の中で本当に外部の参入をしてでも、その組合をといいますか、その漁業をやっていきたいというような意思があるのかないのかから始めまして、そうであればこのような方法、このような方法はどとういうような協議、そして話合いをしていく中で新たな後継者、いわゆる新規参入ができるのかなあというふうに思っております。そこで今までは特に交流人口の増大ってというような視点におきまして、このまちづくりを進めてきた訳でございまして、その視点はそのまま置いて、置かまし

ておいて、でその中で新たに新規参入を模索される方々のいわゆるこちらの方へ来られるっていうような仕組み作りを少しずつではありますけれども、こうやっていっているんですが、なかなか目に見えるところまではいっていない、というようなこともございます。で移住交流・移住定住というようなことがございますけれども、これはひとえに例えば伊座利を見ていただければ本当に先進地ということで、お分かりになるかなあと思いますけれども、地域の方々がひとつとなつて、その危機感を共有して、どないかしたいというような思いがあれば町の方とタイアップしながら、それをまた進めていけるのかなあというふうに思っております。まして、きちんとした答弁ではありませんけれども、そういった形で協働のまちづくりといいますか、町と地元とが課題を共有しながらやっていきたいというふうに、まあ考えているところでございます。

議 長 丸龍議員  
6 番 議 員

はい、ありがとうございます。やはりですね、この第一産業、今、町長からも答弁をいただきましたが、やはりこの美波町における現在しいたけ、また林業関係にしましても、道の駅にいろいろ出しておるのも現状でございますが、やはり地域のブランドっていうのは、やはり大事だと思っております。また、ほの仕組み、またそれ等々もやはり行政に頼らなければならない、町長は行政と事業所同士が手を組んでですね、作っていきたいと思っておりますが、それもやはり早く問題だと思っております。

まあ最後に、この今、美波町を活性化させるためには、産業の振興が近々の課題であります。交流人口の拡大により、経済効果を高め、しいては定住人口の増加にも結びつけるため、そのことから美波町と各種団体、また町内の企業等が協力体制を結び、しっかりと連携・連帯した事業展開をすることも、本当に大切な事だと思っております。町長自ら先頭に立ち、旗を振っていただき、この美波町振興のために、力一杯がんばっていただきたい、そのように思っております。質問を終わります。

議 長  
1 1 番 議 員

以上で丸龍議員の一般質問は終了しました。  
続いて11番寺下議員の一般質問を許可いたします。  
寺下議員。

11番寺下。  
私は大きく3問、防災対策・病院の今後の課題・ひとり親家庭の現状と課題、この3問について質問したいと思っております。  
まず1問目、防災対策についてですが、3.11の東北大震災の発

生により、本町においても住民の防災意識は大きく変化しました。また昨年4月のゲリラ豪雨、先日の台風12号など土砂災害や浸水被害等、自然災害も本町において年々想定を超えるものになってきております。行政の災害対応も限られた人員で懸命に頑張っていたと思っていますし、度重なる待機や対応等でご苦労等もあるかと思いますが、重ねて今後も住民も安心して暮せる町にご尽力いただきたいと思います。そこでさまざまな災害に備えるために質問をいたします。防災対策は個々においても、行政においても、なにも起こらない、起こさない環境を目指すこと、加えて何かが起こったとしても被害を最小限に抑えられる努力を怠らないことだと私は考えます。しかし自然災害に対処するということは、人間の能力では限界があるし、完全に防ぎきれものではありません。それでも町民が安全で安心して暮せる町を作るには、日常的な対策を絶対に怠ってはいけない、今できる最大限の努力を積み重ねていくことが、この町の安全な未来を作るのだと私は思います。そこで細かく6つの点についてお伺いします。

まず1点目、先ほども申しましたが、ここ数年本町において想定を超えるような土砂災害や浸水被害が発生しています。ハード面については激甚災害指定を受けることで、復旧支援などもあると思いますが、災害救助や生活再建支援については、国や県の施策においても、まだまだハードルが高いように感じます。今後も続くであろう異常気象への対策として、本町独自で新たな支援策を考えていくのかどうかについて、現状と対応をお伺いします。次にここからは三連動に対応していかなければならない本町の宿命において、地震・津波対策についてお伺いします。まず1つこれは6月議会の一般質問において、繰返し質問を重ねたものですが、全職員が関わる危機管理プロジェクトは本町行政における防災対策の大きな目玉になるものだと受け止めています。要綱に設置については、資料もいただき確認しましたが、進捗状況についてはなかなか表に見えてきていません。初日の町長提案理由の説明の中で、役場職員がそれぞれの地域住民と共に、各地区の避難場所・避難路の見直しを8月中に行うこととし、見直し結果を9月15日に幹事会を開催し、取りまとめを行ったとありました。がいまだに自分の地域の自主防災組織の存在を知らない人もたくさんいます。周知については意識を向上させるためにも必要であるし、知らせる手段や方法などは行政なら十分に熟知しているはずですが、本町の防災・減災への取組姿勢が出来うる限りのことを出来ることから始めることというのが大前提ならなおさらこ

の周知を瞬時に始めるべきだと思います。また自主防災連合会の設立以来、6月初めには臨時会を開くということを知っているのですが、その経過も含めてプロジェクトの進捗と今後のスケジュール等はどうなっているのか、加えて大震災から半年、プロジェクトの立ち上げから約2ヶ月が過ぎて、職員の意識はどう変わったのか、そのあたりについてもお伺いしたいと思います。

2つ目、自助・共助・公助の根幹は自分の命は自分で守るという覚悟を持つことから始まると私は思います。それが可能か不可能であるかは個々に置かれた状況にも大きく左右されますが、まずは自助の意識の上に助け合える支えあえる環境作りを展開していくことが重要です。そのためにも各地区、自主防災組織の強化が大切になってくると考えますが、前回6月議会の質問に対する答弁で、実行性のある補助制度を検討するという事もお伺いしております。また住民の方から自分たちにできることは、自分たちでやるんじゃというような声も聞いているという答弁もありました。住民と行政が共同で本気で自主防災組織の強化を目指すなら、補助制度の検討等も迅速に行われていると思いますので、強化への取組の現状についてお伺いします。

3つ目、防災ボランティア・防災リーダーの育成や意識啓発についてですが、被災したとき、この町を復旧・復興できるのは、やはりこの町で暮らす住民のはずです。この地に愛着を持ち、暮らす人達の思いがそれぞれを動かし、復旧・復興への大きな力になるのだと思います。この町をどうしたいか、それはここに住む人達にしか描けないと私は考えています。そうだとしたら日頃から意識して、日常の中で防災に関心を持ってもらう重要性を感じます。先ほど実行性のある補助制度について話しましたが、防災士の育成助成なども有効なのではないのでしょうか。また前回、小中学生からリーダーの育成をという提案をいたしました。その時の教育長の答弁は、まず自分の命を守る教育を行いたいというものでした。もちろんリーダーの基本は命あってこそでありますので、それは今後も最重要教育としていただきたいことですが、本町においては、そこから一歩も二歩も歩みを進めるべきだと私は思います。リーダーの育成において、どのように考えられているのかお伺いします。

4つ目、防災放送について、停電時どのようなシステムが機能するのか、現状で問題や課題はあるのかお伺いしたいと思います。

最後に5つ目、以前から議会でも日和佐幼稚園・保育園の移転

については繰返し議論されております。また今回幼保の保護者から早期移転の要望書も上がってきております。明日起こるかもしれない地震・津波から子ども達の大事な命を守るためには、この移転は何よりも優先して行う事業であると私は考えます。町の方針はどうなっているのでしょうか、お伺いします。

以上多岐にわたる質問となりましたが、答弁の方どうぞよろしくお願ひいたします。

議 副  
副 町 長

長 副町長

私の方からは2点目の危機管理プロジェクトの進捗と今後のスケジュール等について、お答えをさせていただきます。その他の項目のご質問につきましては、それぞれの担当課長の方から順次お答えをさせていただきます。

先の6月議会の町長提案説明におきまして、東日本大震災を教訓に東海・東南海・南海の三連動地震・津波に備え、被害を最小限に抑えるために、平常時からの危機事案を想定した、出来る限りの対策と被災後の被災者対策や復旧・復興のあり方など、何をどうすべきかをスピード感を持って、組織が一丸となって重点的に取り組むための組織として、危機管理プロジェクトを早期に設置する申上げておきまして、8月1日付けで危機管理プロジェクト設置要綱を制定し、危機管理プロジェクトを設置をいたしたところでございます。このプロジェクトが機能する体制でなければなりませんので、全町的な危機管理の統括と災害対策を視野に入れたまちづくりを総合的に調整する危機管理管、危機管理管を補佐する危機管理管補を置いて、その下部組織といたしましてプロジェクトが行う役割を総合的に推進調整していく幹事会を設置いたしております。さらに町内各地域に設立をされております自主防災組織と連携した避難場所・避難路見直し部会、災害時の応急対策・復旧や復興対策など具体的に何をどうすべきなどの地域防災計画には記されていない具体的な行動手順等を明確に分かりやすく開設した個別の対処危機管理マニュアルを作成する専門部会を設置をいたしております。この専門部会は全職員で構成をいたしております。各部の担当責任者は全課長及び課長補佐職が担っております。プロジェクトとして最初の取組でございますが、避難場所と避難路について役場職員を数名のグループに分け、担当責任者を中心に各地区の自主防災会と連携を図りまして、8月中に点検と見直しを行っていただいたところです。この取組によりまして、職員も各地域に入り住民と一緒に話合うことにより、地域の現状を把握できたものと考えております。この結

果につきましては、議員申されましたけど 9 月 15 日に幹事会を開催し、各地域の自主防災会からの報告書の内容等について協議をいたしまして、全部の報告書を 1 冊の冊子としてまとめ、他の地域における取組状況についても全職員が共通認識を持つことにより、職員個々の防災意識が高まればというふうに考えております。またそれぞれの自主防災組織後との地理的条件などの地域性の違いとか、住民の方の意識の違いなどによります多種多様な要望もございしますが、厳しい財政状況の中ではありますけれども、その内容を精査しまして、計画的に対策を講じていければと考えております。またその一方で、自分達にできることについては自分達でと自主的に避難路整備などに動き出している自主防災組織とか町内会などもございますので、こうした取組を他の自主防災組織などにも広げていけるよう務めていきたいと考えております。また、8 月の 22 日には職員防災研修と致しまして、防災システム研究所所長の山村武彦氏をお招きし、「自治体職員の危機管理」と題したご講演をしていただきまして、職員の防災意識の向上を図ったところでもございます。危機管理プロジェクトの今後の予定でございますが、引続き全職員が参加する専門部会におきまして、例えば職員の動員・配置マニュアル、庁舎内の安全確保、被災時の運営マニュアルなど 25 の項目にわたります個別の危機管理マニュアルを 11 月までの策定を目指してその作業をそれぞれの部会で行っていただいているところです。このマニュアルにつきましては、地域防災計画を参考にして関係各課とも連携を図りながら、危機事象を想定いたしまして職員誰が見ても分かるようなマニュアルにできればと考えております。

なお避難場所・避難路、個別対処危機管理マニュアルは常に現状に即したものとしていくために、繰返し見直しを行っていくこととしております。以上でございます。

議 長 住 民 生 活 課 長

住 民 生 活 課 長 私の方からは防災対策の 1 番目、本町でも増加している浸水被害等について支援策をもっと柔軟に対応できるよう考えてはどうかについて、お答えいたします。現在美波町では自然災害及び火災等により、死亡または行方不明となり、もしくは住宅が全壊・全焼・流失及び半壊・半焼の被害を受けた町民に対し、町長から見舞金をお送りしております。見舞金は死亡または行方不明の場合は 5 万円、住居が全壊・全焼及び流失した世帯には 2 万円、住居の半壊・半焼した世帯の場合は 1 万円としておりますが、浸水被害についてはございません。しかし徳島県と日本赤十字社徳



島県支部では、床上浸水を対象にし、見舞品をお送りしています。見舞品として徳島県が世帯員一人当たり毛布1枚、日本赤十字社徳島県支部が毛布を一人に1枚、タオルを一人に5枚、石鹸を一人に5こ、緊急セットを一世帯に1こ贈呈しています。ここ2・3年美波町も大雨による被害が増加の傾向にありますので、徳島県・日本赤十字社徳島県支部同様、床上浸水も対象とする方向で検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長 消防防災課長

消防防災課長

私の方からは3番目・4番目・5番目についてお答えさせていただきます。まず3番目の自主防災組織の強化を目指すため、啓発や訓練等、どのようになされているのか。というご質問について解答させていただきます。皆さんご承知のとおり美波町では平成22年度末で町内全ての地区において自主防災組織が結成されております。いざ災害が発生した場合には地域でお互いに助け合う自主防災組織の共助の担う役割が大変重要であり、この自主防災組織の強化のためには、住民一人ひとりの防災意識の向上や危機意識を高めることが重要であると考えられます。住民の防災意識の向上や危機意識を高める啓発といたしましては、5月に東日本震災被災地支援活動に参加した職員の報告会の開催、6月には国土交通省が由岐小学校・由岐中学校・日和佐小学校で開催しました土砂災害を体験する土石流体験シアター及び豪雨体験ですけど、大雨体験への参加の呼びかけ、また8月には防災講演会を開催いたしました。危機管理プロジェクトにおきましては、各自主防災組織と役場職員で各地区の避難場所・避難経路の見直し・点検を行っており、この作業につきましても自主防災組織の強化のための啓発一環ともなっていると考えております。訓練につきましましては、徳島県が12月18日海陽町のまぜのおかを主会場にした南部圏域防災訓練を予定しておりますので、美波町でも当日朝に住民参加による津波避難訓練を行いたいと考えております。自主防災組織の強化のためには、今後も住民一人ひとりの防災意識の向上、危機意識を高めることが大事であると考えております。訓練については従来の訓練について見直しを加え、例えば自主防災組織ごとの訓練や早朝や夜間また暑い時期・寒い時期の訓練等、実際に即した訓練など自主防災組織と連携し、検討していきたいと考えております。行政と自主防災組織の連携を強化し、住民と行政が一体となり啓発防災訓練等を実施していきたいと考えております。

続きまして4番、災害ボランティアリーダーの育成は必要だと

思うがどうか。というご質問でございますが、最近は大規模な災害が全国各地で発生しており、いつどこでどのような災害が発生するか分かりません。災害発生時・発生後に被災地で復旧・復興を行う災害ボランティアは必要不可欠であると考え、その中心となるリーダーは必要であると考えますが、まずは地域住民の防災意識を高め、自主防災内での地域の防災リーダーとなる人材の育成が重要であり、防災リーダーを育成することで自主防災組織力の強化・活発な活動も期待され、いざ災害発生時には災害ボランティア・ボランティアリーダーとしての活躍も期待できると思います。徳島県では地域の防災リーダーとして、地域防災力向上を積極的に推進できる人材の養成を測ることを目的とした、地域防災推進員養成研修を平成 17 年度から開催しておりますので、このような研修会等の開催を自主防災会連合会を通じて周知し、多くの方に受講していただき、地域での防災リーダーとして、また災害ボランティアやボランティアリーダーとしての育成に繋げていきたいと考えております。

それと先ほど寺下議員さんがおっしゃりましたような、この前回の議会で答えております自主防災組織での活動補助金等でございますが、具体的な内容についてはまだ決まっておりませんが、前回の議会でも町長が申上げました通り、一律的な自主防災組織運営費等は考えておりません。例えば自主防災組織での備品購入費の補助とか、今申しました防災リーダー育成研修への参加補助など自主防災組織の強化のための実行性のある補助金等をイメージし考えております。また自主防災組織から補助金制度への要望・提案等がありましたらお聞きもし、自主防災会連合会でも検討したいと考えております。

5 番目の防災放送について、停電時どのようなシステムが機能するか、現状で問題点や課題はあるかという点でございますが、防災放送につきましては、本庁舎及び支所ともアナログ防災行政無線の放送設備をしております。この放送設備及び屋外子局共に通常は外部電源にて作動しておりますが、停電時には自動的に内蔵バッテリーへ電源が切り替わるシステムとなっており、停電時でも役場からの防災行政無線による放送が可能となっております。各家庭の個別受信機は通常は家庭用のコンセントからの電源にて作動しておりますが、停電時には内蔵している乾電池が電源となっており、停電時にも受信が可能となっております。現状での問題点・課題点としましては、まず防災行政無線が日和佐・由岐地区の両地区とも施設整備が共に老朽化が進んでおり、故障が多

く、また修繕時の部品調達等にも支障ができてきております。また津波浸水等を考えると、支所の放送設備が庁舎1階にある点など、設備更新を含めた改善を検討する必要があると考えております。次に告知端末放送での放送について、停電時には自動的に本体の自家発電に切り替わるシステムとなっておりますが、受信側の各家庭の告知端末機は家庭用のコンセントからの電源のため、各家庭が停電の場合には使用できないというちょっと根本的に災害に弱いという点がございまして、今後この問題点・課題点につきましても改善を検討したいと考えております。以上です。

議  
教

育  
長

長 教育長

私からは一つ戻りまして、4点目の防災ボランティアリーダーの育成につきまして、学校教育面からお答えさせていただきまします。防災対策や災害対策に対応できる人材を地域に育成することは、身近なところから防災意識を啓発して、知識を広げ行動に移すことには、発災時の被害の軽減に有効な取組になると思えます。そのような人材を増やすことが地域の防災力を高め、ひいては全町的な防災対策の力ともなると思えます。学校では総合的な学習の時間において、防災教育に取り組んでおりますが、小学校・中学校とも、自分の命を守ることが中心となっております。何をあいてもまず生き残るということになりませんが、そこへいたる過程として防災や災害に関する知識や行動を学習しております。また学校教育に限らずご家庭や地域の方々にご指導いただいたり、テレビ番組などからも様々な学習していることと思えます。そのような中で懸念されますのが、学んだ知識や行動が与えられたものを鵜呑みにしているだけになっていないかということでもあります。災害は突然発生して同じことが繰り返されることはありませんし、状況は刻々と変化してまいります。その時点において適切な判断をして行動することが求められていますが、そのためには主体的に考えて取組むという、習慣を身につけなければならないと思っています。私は東日本大震災において、釜石市の児童・生徒を生還に導いたといわれる「避難三原則」が防災教育の中で具体的にその方向性を示した貴重な先例になったと考えております。「想定にとらわれるな」、「最善を尽くせ」、そして「率先避難者たれ」という避難三原則のどれもが、一人ひとりが主体的に考え取組むことを求めています。またその行動が周囲を巻き込んで多くの命を救うという結果も生み出してあります。直接的にリーダーの育成を目指したものではないかもしれませんが、このような教育を施すことは将来のリーダー育成にも結

びつくものと思います。今後も学校現場と意見を交えながら、防災に対しても主体性のある児童・生徒を育てることを目標に取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

議 長  
子どもセンター長

子どもセンター長 私からは6点目の日和佐幼稚園・保育園の移転について答弁させていただきます。3月議会で岩瀬議員の質問に対して、町長が日和佐高校跡地を複合多目的な防災基地の用地として利活用するという構想の中に、幼保一体化施設を整備することが含まれており、日和佐幼稚園・保育園は一体とした建物として、平成23年度重点施策の一つとして施設の建設に向けての基本構想の策定に取り組んでいきたい。平成26年3月を目処に子ども達の安全・安心のための施設に取り組んでいきたいと回答しておりました。3月11日に東日本大震災が発生したことを、及び8月26日に日和佐幼稚園野田小百合PTA会長、日和佐幼稚園保護者会油津里恵会長から受取った要望書の中に、高台への移転との要望がありましたことを受け、今後幼保一体化のこども園（仮称）開設については、保護者からの要望も含め、子どもの安全を第一に、生活面の利便性も考えながら、移転先を検討していきたいと考えております。以上でございます。

議 長  
1 1 番 議 員

寺下議員 それでは再問を自席からお願いしたいと思います。先ほど浸水に対する具体的な支援策については、県と日赤の方から支給内容については見舞金が支給される、床上浸水については支給についてはないというような答弁をいただきました。で答弁にもありましたが、町の災害関係の分に関しては小規模災害に対する町長見舞金があると思うのですが、この見舞金の支給について今後、対象及び柔軟に対応できるように現金支給であるとか、その支給の額であるとか、そういう部分を見直すお考えはあるのかどうか、お伺いします。また浸水の対応としては、土嚢の配備というのも重要になってくると思います。今回の台風の後、住民の方からも袋があれば自分達でできることはやっていきたいという意見も聞いておりますので、土嚢に関して今後どういうふうと考えられているのかお伺いしたいと思います。続いて危機管理プロジェクトについては25の項目について12月、12月までですかね、12月中ですかね、個別危機管理マニュアルを作成するという答弁をいただいておりますが、真にこのプロジェクトを機能させるためには、やはりプロジェクトチームを設置して、期限を切ってスピード感を持って対処するのが有効ではないのかと私は思います。こ

のことは6月にも申上げ、繰返しになりますがそういうふうなお考えはないのかお伺いします。

3点目自主防災組織の連携強化については、組織の高齢化であったり、役割が特定の人に偏るといった現実も否めません。しかしそれを解消することは難しいとしても、お金のかからない方法で工夫することはできると思います。各地域の拠点にある昔ながらの掲示板を活用することは小さな子どもにとっても高齢者にとっても有効なのではないのでしょうか。今は使われていない地域の掲示板をアナログ的に有効利用し、平時は防災啓発用に、災害時には物資・炊き出し・避難所情報などの情報発信に活用してはいかがでしょうか。また先ほど幹事会の取りまとめ結果のない報告もいただきましたが、まとめて冊子にするのがもう出来ているのでしょうか。今後するということですかね。ってということと、報告書の内容や精査はいつまでに行うことにしているのか、内容については職員誰が見ても分かるようなというような表現がありました。やはり分かりやすく書こうとすれば時間がかかると思いますので、そのあたり精査はいつまでに行うのかお伺いします。それと自主防災組織の今後の具体的な活動に関して、共通認識があるとか、情報共有ってというのが重要になってくると思うんですけど、講演会をしたり講演会をすることで意識の啓発を行ったり、また近々津波の避難訓練を行いたいと考えているという答弁がありましたが、自主防災組織の連携を検討しているという話でしたが、避難をするにはどういう、いつするとか、そういう話もありましたが、それに関してやはり早くそういう話合いを持たないと、結局時期的にどんどんずれていくと思いますので、そのあたりどういうふうにご考慮されるのかお伺いしたいのと、今まで自分もそうなんですけども、避難訓練をするときに自分で時間を測ってみるとか、あまり考えたことがなかったので、そういうふうな部分もまあ住民にひとつの指標として時間を測るといようなこともやってみてはどうかなあと思います。

続いてリーダーの育成については、地域防災研修員とか県の施策によってやっていくというお話もありましたし、あと教育長の方からは釜石市の釜石東中学校のお話もありました。やはり先進地における防災学習や防災教育からなにかを学び生かそうとすることが重要であると思いますので、そういったことを今後も深めていただきたいと思いますし、徳島、県内でも津田中学校のように継続的に防災学習を行っている中学校もありますし、徳島北高校においては、救急救命士による講習を授業に導入する流れ

の取組が評価されて、学校としては全国初で救急功労者総務大臣表彰を受賞されたそうです。防災拠点として学校の重要性が増す中で、地域住民の大きな支えとなる取組であると思います。本町においても、小中学生には難しいかもしれませんが、一般対象にこのような普通救命講習の受講者を増やすことを検討してはいかがでしょうか。同様に実行性のある補助制度について検討していくということでありましたが、もし自主防災組織から防災士の育成助成について要望があるとするれば、それは今後考えられるのかお伺いしたいと思います。そして防災放送につきましては、いろいろな課題があることもお伺いしました。施設の整備が必要ということであれば、お金もかかってくると思いますので、そのあたりもスピード感を持って考えていただきたいと思います。またラジオは震災時重要な情報源になります。東北の大震災の時、本町においても上空を飛ぶヘリコプターの音がじゃまになって町内放送がほとんど聞こえなかったというような住民の方の声も聞いています。そういったことも含めて地元につながるラジオ局と支援協定を結ぶことも有効なのではないかと思いますが、いかがでしょうか。最後に日和佐幼稚園・保育園の移転については、日和佐高校跡地の方向性だったものが、高台への移転ということで今、今後検討を重ねていくということでありましたが、やはりいつまでにとという部分が保護者にとっても重要になってくると思いますので、現在進捗していると思うんですけども、いつまでになさるのかお伺いします。

議  
副

町

長 副町長

長 ちょっと控きれてなかったかと思うんですけども、まず危機管理プロジェクトでの行っておりますマニュアルの策定ですけども、一応 11 月末までに中間報告をしていただいて、12 月中にはまとまったものにはしたいというふうに考えております。それと先の自主防災会等からの避難路・避難の見直しの関係の冊子ですけども、まだ製本はできていません。今作っているところになります。それと、その厚さにしますけれども、マニュアルするのかというようなご趣旨だったかと思うんですけども、それにつきましては、とりあえずマニュアルただいた上で幹事会がございまして、幹事会なり、あるいは関係課長会、課長ですかね関係課長会でありますとか、そのあたりで内容について精査をして、さらにできれば自主防災会等からのですね、住民の意見なんかも聞ければなあというふうには考えております。

議

長 消防防災課長

私の方からは何点かご質問のうち、ま

ず土嚢が必要でないかということですが、昨年度からですね、自主防災会の方で、中の砂は町の方が購入しまして、自主防災組織の方で昨年も日和佐地区では桜町地区、由岐の方が伊座利地区でしたかね、これくらい欲しいということで、うちの方が自主防災組織に通知して、土嚢の袋は自分のところでしてくださいということで、袋は毎年朽ちていきますので、保管の仕方によっても違いますので、袋は地元で用意してください、砂の方は町の方が補助っていうか、支給しますということですのでしておりますので、今後も各地区でそういう取りまとめをしていただいて、例えば一袋15キロが何個ぐらいいるんでどのぐらいとかいうことでしたら、そういう計算で消防防災化の方へ言うていただければ、予算的にしております。それとちょっと順番がいろいろあると思うんですけども、先ほど言った、いざ発災とかのときに地区公民館の前にある掲示板等の利用ということ、今おっしゃった通り、おっしゃっていただいた通り大変有効になると思います。アナログ式ではあると思うんですけども、実際ない公民館10公民館あるんですけども、それは掲示板がなかったら建物になるとか、そういうことも今ご提案いただいたを私の方もちょっとそこまで気が回りませんでしたけれども、いいと思いますので、そういうこともしていきたいと思っております。それと防災訓練等につきましては、実際先ほど寺下議員さん言いました時間を測るとか、実際先ほど私が答えさせていただきましたであるように、各地域でも避難訓練をするとか言いましたけれども、実際しとるところもございいます。そこでは時間を測って、アンケート的にとって、どこから何分かかりましたとか、今日はどこへ避難しましたかとかいうようなことも各自主防災会組織単位ではやっておりますので、実際私が言いましたように、全体的な避難訓練というのも大切と思うんですけども、各地区によってやはりできる時間できない時間とかいろいろ地区によって事情もございいますので、それと全体でやるとやはり全体がしよんで、自分ところはしなくてもいいわと考える人もいるんですね、小さい単位になりますとやはり全員が出てくるような、それがいいか悪いかは別ですけども、そういうこともありますので、小さい単位でのそういう時間を測ったりとかですね、そういうことも各地区でしていただきたい。今度12月18日にするんでも、そういう時間を測っていただくとかそういうことも考えてしていきたいと思っております。それと先ほど言いました防災士等の要請への研修への補助ですけども、先ほ

どこれも答えましたように決まっておりませんが、そういう防災リーダー育成研修への参加補助なども各防災組織単位で例えば、例えば木岐からこの人行きますよとかいうんがあれば、そういう相談があればそういうんもリーダーの育成ということで、検討はしていきたいと思います。今のところはそれをしますということは、しますという答弁は今のところはできません。そういうんも考えておりますということです。それと放送が例えば先ほどいいましたように、ヘリコプターが飛んでいて聞こえないということなんですけども、いざそういう災害が発生した場合は各ラジオ・テレビ・報道機関というのはもちろん放送というのはしておりますので、それはそういう地元放送局とかいうんにも、もちろんそういうことも相談もし、対処していきたいと思います。私の方は以上です。

議 長 住民生活課長

住民生活課長 床上浸水については、見舞金にするか見舞品にするかご検討させていただきたいと思います。早期に実施したいと思いますので、よろしく願いいたします。

議 長 教育長

教 育 長 津田中学校を例にたとえまして継続的な防災学習ということで、伝授していただきましたけれども、私共はやっぱり小学校・中学校とは何か繋がったようなかたちで防災教育を繋げていかなければいけないなとは考えております。今の私の命を守るということをしきりに言うんですけれども、そのことにつきまして若干あれですが、自分の死は皆知っているんですけれども、津波が来たら死ぬということも知っているんですけれども、それはある意味実感として死ぬんやなあというのが分かっておりますが、それを伝えるに子どもに対しましては自分に何かあったらお父さん・お母さん・家族の方が悲しむというふうな、ほういうふうな教育が防災教育の避難の中にも必要なんだと思っております。そういう子どもがなぜ逃げるのかということ、こう自分の中で実感として理解できる教育を防災教育の中でやっていかんといかんと思っております。そういうことをきちっとやって、将来子ども達が家族を思い、親を思いというような、何ていうんですか、自然なものの中で動けるような人に育てただけたらというふうに考えております。

議 長 町長

町 長 幼稚園・保育園の移転時期はいつかということでございますけれども、先ほどセンター長申上げましたように、当初の予定では



26年の3月を目処にというふうに答弁させていただいてましたけれども、その後東日本大震災を受けて、今のところその予定はたっておりません。今後安全を第一といたしまして、そして生活の利便性も考えながら決めさせていただきたいというふうに考えているところであります。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

ただ今いろいろな内容に関してやっていくということや検討されるといったような答弁をいただきました。実際に地震・津波に対する住民の危機意識を高めてくれたのは、他の何物でもない3.11あの映像だと思えます。そしてあの恐怖感だと思えます。先ほど教育長が自らの命が亡くなることで周りが親が悲しむと言った考えもあるのだなあっていうのは私自身思ったのですが、小さな子どもがあの映像を見て、ストレスを抱えたのもやはり恐怖感が湧いたことだと思えます。でその現実を風化させてはならないし、あの映像から学び続けなければならないと思えます。それは海と面している本町だからこそ、重要なことであって、義捐金を被災地に送ったからとそれで終ることでは決してありませんし、それで私たちが同じような目に遭う可能性がゼロにしてもらえない訳でもありません。橘町でも海陽町でも道路沿いの海拔表示が増えました。それこそマンパワーでできること、近隣の地表となるものを表示することからもたらされる高いところへ逃げるといった意識を目に見える形で向上させることに繋がっていると感じます。先ほど答弁いただいたこと、今後スピード感を持って住民に目に見える形で実現していただきたいと思えます。これで1問目を終ります。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

続きまして病院の今後の課題について質問いたします。病院についてはこれまでの議会でも繰返し議論されてきました。本町において先送りにはできない課題であり、町長も間もなく結論を出すという強い気持ちでおられると思えます。先日あり方検討委員会から答申の中間報告が出されました。美波町の病院は1病院1診療所、また県の地域医療再生計画にも美波町の病院の再編が条件となっています。新政権になり、申請結果がどのように判定されるかは10月末になるとのことでしたが、この再生計画に載ると決めた以上、平成25年度着工は絶対条件のはずです。必ずこれを成し遂げるという強い信念の元、この課題と真剣に向き合うために質問をしたいと思えます。

まず初めにあり方検討委員会からの中間報告はイコールとし

て町長の考えであると受け止めていいのかどうか、お伺いします。そうであれば期限を切られた中で、行政サイドでも1病院1診療に向けて必要となる課題を明確にし、確実に遂行していかねばなりません。建設場所や施設については3.11の未曾有の震災被害も踏まえ、地震津波に対応できる施設でなければなりません。あり方検討委員会の最終答申と並行して検討を行い、適宜修正をしていかねば前に進むことはありません。ひとつひとつの解決を待っていては時間だけが過ぎていくだけ、前には進みません。平成25年度着工であれば、平成24年度設計になります。来年です、設計するためには場所の確保が大前提であると考えますが、具体的な候補地等は考えられているのでしょうか。逃げなくてもいい場所となると高台になるでしょうし、高台となると限られてくることになりませんが、住民に十分に説明をし、理解してもらえる場所を決めなくてはなりません。なによりも住民にとって重要な問題です。不安を押し広げず、不毛な憶測を呼ばないためにも、前倒しで早急に検討することが、住民から求められていることだと思いますので、状況をお伺いしたいと思います。加えて住民への周知、意見の汲み上げ等のスケジュールはどうなっているのかお伺いします。よろしくお願ひします。

議  
副

町

長 副町長

失礼します。私の方からですね、あり方検討委員会の中間報告が先ほど9月9日付けで町長に対して行ったところでございまして、その中間報告の内容について既に議員の申されましたように、1病院1診療所を基本に検討を今後進めていくということといたしております。今の厳しい経営状況では続く2つの病院の存続について一般会計から多額の繰入を行っているということでございますけれども、今後過疎高齢化が進む中では、なかなか難しくなって、困難になっていくのかということで、長期的に病院を持続していくのが難しくなるというようなことが背景にございます。それで今後ですねスケジュール的なことでございますけれども、1病院1診療所の診療所のあり方ですね、について例えば病床数をいくらぐらいにするのかとか、あるいは規模、建設規模とか敷地面積をどの程度にしていくのか、それから診療機能についてどのような機能を持たしていくのか、というようなことを協議をしていただいて、できるだけ早期に最終的な答申を受けたいというふうに考えておりました、時期的には以前も申し上げましたけれども、12月の議会までには取りまとめ

が行いたいというふうに考えております。以上でございます。

議 副 町 長 副町長  
長 失礼しました。住民への周知の方法等でございますけれども、それにつきましては、中間報告等につきまして内容をまずは広報で周知ができたというふうに考えておりますし、今後進め方につきましては最終答申が出てきた段階で、また住民に対する説明会等についても行いたいというふうに考えております。

議 町 長 町長  
長 私の方からは議員の後段の部分であり方検討委員会の答申をというようなことがございましたけれども、私といたしましてはあり方検討委員会の答申は最大限尊重させていただきたいというふうに考えております。そしてスケジュールにつきましてですけども、議員がおっさしゃられたように再生計画に載っていくというようなことで考えておりますので、平成 25 年度には着手できるようなスケジュールを今後早急に組ませさせていただいて、そして進めていくというように考えておりますので、よろしくお願い致します。

議 1 1 番 議 員 長 寺下議員  
員 町長と副町長の方から答弁をいただきました。12月にはきちっとした方向性を決断されるということですので、もうやるしかないの、やってください。よろしくお願い致します。

議 1 1 番 議 員 長 寺下議員  
員 最後に3問目、ひとり親家庭の現状と課題についてお伺いします。これまで母子家庭のみであった支援制度が、父子家庭にも拡張されております。昨年度からは児童扶養手当もひとり親家庭が対象となり、支給されるようになりました。しかしまだまだ制度の周知も少なく、手当も申請主義のため知らずにいる父子家庭もいると思います。美波町において現状はどうなっているのかをお伺いします。また母子家庭は古くからの組織やネットワークがあり、父子と比較しても情報が届きやすい環境にあります。しかし父子はネットワークも少なく、情報が全く入らないことも考えられます。そのあたりはどのように対応されているのかお伺いします。よろしくお願い致します。

議 保 健 福 祉 課 長 長 保健福祉課長  
保 健 福 祉 課 長 お答えいたします。児童扶養手当は支給されていない父子家庭の生活状況等にかんがみ、当該過程の生活の安定化を自立の促進を図るため、平成 22 年 8 月 1 日に児童扶養手当法の改正があり、父子家庭の皆様は児童扶養手当が支給されることになりました。支給を受けるためには申請が必要となり、受給者及び該当する子

どもの戸籍謄本・住民票など世帯の状況が分かる書類、所得の状況が分かる書類など必要になります。この制度の改正についての周知については、22年8月1日から改正されましたので、今年の広報みなみ7月号で制度の改正について周知を行いました。その後も広報みなみで8月号・9月号・10月号と継続して周知を行っております。ひとり親家庭の方については、児童扶養手当のほか一人親家庭の方が入院した場合、安心して医療を受けられるよう保健医療の自己負担分を助成する医療費助成制度等もごさいます。平成22年度等では助成人数24名延べ助成件数6件の実績がございました。配偶者との死別・離婚等でひとり親になられた場合について、窓口でひとり親家庭についての各制度の説明をさせていただいており、担当者へのご案内もしているところがございます。担当者がひとり親であることの確認をすることは、戸籍謄本確認もあり、難しいところもございませぬ。また所得制限等もあり、全ての方に支給できませんが、制度の周知についてしっかり行き、申請漏れのないようにしていきたいと考えております。自立に向けての承諾については、現在ひとり親家庭の方に対して徳島県で実施しております在宅でできる講習会、職業訓練等、支援 についての説明が紹介されております。ひとり親家庭等在宅就業支援制度についてのリーフレットをお送りしているところがございます。就業に向けての町単独の支援策について現在のところございませぬが、今後検討も協議を行ってまいりたいと考えております。

議 長 寺下議員  
1 1 番 議 員

今、課長が答弁されたように、私も該当者になるんですけども、本町は国や県の施策の活用案内を以前にも増して丁寧に送っていただいていると思います。それに関しては感謝しております。ひとり親家庭の現状はますます厳しくなりつつあります。今後とも関係機関と連携しながら、ひとり親家庭の自立・促進に向けての支援をお願いしたいと思ひます。以上で私の質問は終了します。

議 長

以上で寺下議員の一般質問は終了しました。

小休します。

(時に10時25分)

小休

(時に10時45分)

議 長

休憩前に引き続き再開します。

続いて7番北山議員の一般質問を許可いたします。

北山議員

## 7 番 議 員

それでは一般質問をさせていただきます。今回の質問は3点ですが、同僚議員と重複する項目になりましたが、私なりにお聞きしますので答弁をよろしくお願いいたします。

まず第1病院問題について、病院問題については合併前から旧2町共に移転・新築の必要を認め、検討作業を始めていて、合併時には由岐を先にするという事になっていました。合併後両病院の赤字は依然として町財政を大きく圧迫し続け、小規模自治体の赤字2病院経営は無理であるということから適正な町立病院のあり方を求めて、美波町医療体制整備検討委員会を設置、平成20年1月に答申が出ております。これに前後して平成19年12月総務省のガイドラインが示され、公立病院の経営改革が求められています。これに対応して美波町病院事業経営改革プラン評価委員会が設置され、年度ごとに評価結果を答申しています。平成23年9月9日に平成20年度の実施状況が答申されております。なお平成22年の11月には現在の美波町病院事業のあり方検討委員会が設置され、2ヶ月に1回のペースで検討し、評価委員会と同じくこの9月9日中間報告が出ております。まず平成20年1月の答申においては、美波町の医療体制について、1.美波町包括ケアセンター（仮称）を整備して、病院と無床の診療所または老人保健施設を併設した有床診療所と無床の診療所にする。2.この答申は十分検討した結果であるので、実現に努力されたいとこのように書かれており、自信と誠意が表れていると思います。平成23年9月9日には平成22年度の病院事業経営改革プラン評価委員会の実施報告がされ、その中には1.数値目標は計画を下回っているため更に努力されたい。2.日和佐病院は累積赤字が大きすぎる。由岐病院は単年度赤字である。だから早急に医療体制を見直す必要がある。3.あり方検討委員会が検討・協議中。早急に検討されたいとあります。しかし数値目標が達成できないことは、ちょっと関心のある町民なら常識になっています。今頃何をという感じがします。努力されたいといいますが、誰に努力せよといっているのか、副町長をはじめ関係職員、病院関係者等、努力すべき人は全部委員に入っていると思います。あり方検討委員会が検討中、早期にというが、評価委員会委員の皆さんがあり方検討委員会の委員そのものになっていると思います。こうしたことから、この答申は無意味なように思います。また美波町病院事業あり方検討委員会の中間報告では、1.美波町の2病院は統合再編し、1病院1診療所を基礎に検討を進める。2.震災、医師の勤務環境、50床規模、社会復帰を目指す医療、訪問診療等々考慮するという

ことが報告されていますが、評価委員会の場合と同じく、作業実務にあたるのは委員会メンバーの本人であり、この答申も無意味であると思います。なぜこんなことになったのか、それは委員長をはじめ、委員の多くが町長の補助機関である町職員であるからに他なりません。また委員会の運営も県や町長の意向に従おうとしたり、規定の方向に誘導することがなかったとはいえない状況が第4回の会議録からも伺えます。そこで私は検討委員会の作業はここらで打ち切り、一応終わり、現時点で成案を得ている包括ケアセンターを整備し、1病院1診療所、50床から70床を町案として、町民に説明報告、そしてその意見を聞きながら議会の審議にかけ、早急に作業を進めるべきと思いますが意見をお聞かせください。

議 副  
副 町 長

長 副町長

ご質問の病院問題について、私の方からお答えをさせていただきます。まず病院のあり方検討委員会の活動の経緯についてでございますが、先ほどの寺下議員のご質問にもお答えをさせていただいてますように、去る9月9日付けで美波町病院事業のあり方検討委員会から中間報告の答申をいただいております。この中間報告を答申するまでのあり方検討委員会の活動の経過についてでございますけれども、第1回目の会議を平成22年10月22日に開催をいたしまして、民間から応募のありました委員を含めて11人の委員の選定をさせていただきます、委員の委嘱を行って、その後今年の8月31日の会議まで6回の会議を開催をいたしております。その内の1回は現地視察ということでありまして、今年の4月の28日に上勝診療所を視察をいたしまして、診療所の形態とか経営状況等についての視察研修を行っております。これまでも議員の皆さんから質問をいただき、その都度経過等について報告をさせていただきます。7月20日に第5回目の委員会を開催をいたしまして、徳島県保健福祉部医療総局から3名の関係者の方にお越しをいただきまして、徳島県が策定をした新たな徳島県地域医療再生計画については6月7日に第1回徳島県地域医療対策協議会が開催されまして、協議がされたとのことでありましたので、県の担当者の方から新たな徳島県地域医療再生計画についての協議内容等についての説明をしていただいたところでございます。その後美波町医療体制整備検討委員会から出されております美波町の医療体制等のあり方の答申案をベースといたしまして、今後の美波町の病院対策についての議

論をしていただきまして、病院のあり方については美波町には 1 つの病院は必要ですというようなことで、委員の皆さんの意見が一致をいたしまして、この時点では 9 月議会を控えているということもあり、次の委員会でこれまでの議論を中間報告として答申することとなりました。なおこの徳島県の地域医療再生計画につきましては、6 月 16 日に徳島県から厚生労働省に対して計画書が提出されまして、当初の予定では 8 月の末ごろには内示がされるという予定でございましたけれども、管内閣が解散、その後新しい野田内閣が誕生したということでありまして、内示の予定が 1・2 ヶ月遅れるとのことでございますので、合わせてご報告させていただきます。その後第 6 回の委員会を 8 月の 31 日に開催いたしましたしまして、これまでの協議内容を中間報告として取りまとめまして、9 月 9 日付けで町長に対して答申をしたところでございます。次に今後の計画でございますけれども、中間報告で示されております 1 病院 1 診療所の整備に向けた骨子等について検討をしていただいて、最終の答申を出していただきたいというふうに考えております。以上です。

議  
7 番 議

長 北山議員

それでは再問をさせていただきます。今副町長からいろいろな経過の報告があり、また県の意向の報告あるいは本年度の 9 月 9 日の中間報告、また最終が 12 月議会までに答申されるというような説明、いろいろ説明がありました。私は先日読みましていただいた第 4 回 6 月 1 日の第 4 回の検討委員会、この議事録を読みまして、県の小谷局長から国からの基金を貰うために 6 月 16 日までに地域医療再生計画を出すと、美波町の方向性を早く出してください、基金を貰うためには 2 つの病院を統合再編する必要がある、要約しますとこのような発言があり、各委員会ら基金を貰う条件に沿うためにどうするか。の質問や意見が多く出されております。ある委員さんから町には「前の検討委員会から出した答申がある。それに基づき、統合再編すればよい」と発言があり、これを受け県の小谷局長も「私の話がお金が先行したと誤解されてはいけませんので、軌道修正します。この委員会では 2 つの病院をどうするかという勉強をしてきたし、今後もピッチを上げて検討していただくのが一番だろうと思います」と言われました。ここで委員から「町長さんはこの話を受けて、どう考えをもたれたんでしょうか」という質問があり、町長は相当長い時間話されましたが、結論すれば「検討委員会の結論を私の最終意見

としたい、質問があったので申しますが、2病院は難しい。最大で1病院1診療所、ベット数は50床ぐらい」を答えています。すると委員さんは「そのとおりです、町長さんの言うとおりなんで、これを早く言ってもらっていたら」と発言があり、後はその方向で話が進み、県の地域医療再生計画には、美波町立日和佐病院・由岐病院は統合再編と書かれています。以上第4回の委員会審議の実態と全般的経緯から見て、委員会の結論を私の最終意見としたいという町長の意見とは反対に、委員会が町長の意向を汲んで結論を出したと言わざるを得ません。また9月9日の答申、中間報告ですが、結論として2病院を統合再編し、1病院1診療所を基本に平成20年1月の医療体制整備検討委員会の答申にあるように50床規模の病床を整備すると言っております。このことからして、3年前の医療体制整備委員会の答申を着実に推進しておれば、総務省のガイドラインも無事通過し、今回の県の再生計画にもスムーズに載っていったように思います。3年遅れたというような感じがいたします。次に同じ9月9日に病院事業改革プラン評価委員会が答申を出していますが、これによりますと1.患者数が目標値に対し大きく下回っているために、更なる努力が必要。平成23年度の目標に向かって努力されたい。2.日和佐病院は過大な累積欠損があり、由岐病院は資金不足はないが、単年度赤字でいずれも運営は大変厳しい。今後早急に医療体制の見直しをする必要がある。3.現在今後の医療体制等について、検討協議を行っているところであり、住民が安心して医療を受けられる体制を早急に検討することが望まれるとなっていて、委員長をはじめ先ほども言いましたが、ほとんどの委員が町長を補助する立場、すなわち町長の補助機関でありながら、町長に対して努力されたい、見直しの必要がある、検討が望まれると要望しています。補助機関は町長に要望する立場ではなく、自分たちこそが努力し、見直し、検討する仕事を実践する当事者であることを認識しているのかと首を傾げたくくなります。またこの委員会は病院事業経営改革プラン評価委員会であります。病院経営のあり方を議論するものであり、病院体制のあり方を論ずるのは的外れというように思います。経営が良ければ、自然体制もよくなりますが、体制が良くても経営が悪ければ自然、体制も悪くなります。病院を経営管理する立場の人々は経営努力に精進すべきだと思います。経営改革プラン評価委員会は、この経営のあり方を評価するのが仕事だと思います。以上真剣に考えると、先ほども言いましたが、現行の病院事業のあり方検討委員会、病院経営改革プラン評価委



議  
町

員会はなくてもよいのではないかと、今後病院問題は2病院を統合再編して、1病院1診療所、50床から70床とするを町の案として、町民の意見を聞きながら先ほどもいいましたが、議会の審議の場に出し、具体的実現の道を探るべきと思いますが、再度お考えをお聞かせください。

長 町長

長 私の方からご答弁をさせていただきたいと思います。この病院改革の件につきましては、議員がおっしゃられたとおり旧町時代から病院のあり方について検討を進めてこられております。そんな中で新町、美波町が誕生いたしまして、平成20年の3月には検討委員会の答申もいただいております。その時には、当時藤井町長でございましたけれども、町長のお考えとしては、2病院を堅持するような立場でございました。でその中で町長自身も悩まれていたとは思いますが、平成20年の3月に答申があった答申の通りその後動いてなかなかいけなかったというようなこともございます。平成21年の8月後半に私が就任させていただきまして、そういった経過もあったものですから、町の方針を大きく方向転換しなくてはいけないことにもなっておりますので、改革プラン等が始まりまして、病院の経営が非常に悪くなりつつある時でございました。一般会計の持出しが2億を超えると、その内1億いくらにつきましては交付税でまかなえているということもございましたけれども、一般財源ベースで1億3千万を余るいわゆる繰出しをしなくてはいけないというようなことで、このままではなかなか病院経営そのものでなく、町の経営自体が難しいというようなこともございまして、以前にありました検討委員会は、平成19年以降設置された訳ですけれども、新たに当時とはまた年数も経過しているということもございまして、新たな中であり方検討委員会を設置させていただきまして、そして検討を重ねていき、最近中間報告をいただいたところであります。議員がおっしゃった中に、町長の言葉に委員がってというようなフレーズがございましたけれども、それは結果的にはそのようになっているかもしれませんが、決してそうではなくて、県の再生計画のお話がありましたのは、全年度の昨年の12月に初めてお話しがあって、その時にはまだあり方検討委員会の方向っていうのがまだ出てない状況のときでしたし、私の方も県の方からの申し出については、私共のスケジュール、また進捗状況となかなかスピードが合わないってことで一旦はその計画に載ることは難しいというようなお話しで返答をさせていただいております。

ましたけれども、震災の状況もありまして、1月程度提出期限が延びるという中で、もう一度考えてもらえないことではないかなあというようなお話しもございまして、その当時は再編、そして統合の中身というのはまだはっきりはしておりませんで、検討委員会で、あり方検討委員会で検討していただいている最中に町の方からこのような方向でっていうのはなかなか申上げにくいところがありました。その中で県の方からの再生計画に乗るためには、このようなことであつたら載れるというような具体例を示していただきまして、それはどういうことかという、繰返しになりますけれども、2病院でなければいいというのと、病床数を10%削減すれば大丈夫ですというような具体策が出てきました。そのようなところで私の方で勘案しまして、今議論がされている内容というのは、発言はいたしませんけれども、同席させていただいた関係で、あり方検討委員会の中身については2病院は難しいというような雰囲気というか、それぞれの委員さんの持たれてるというのもございまして、で県の方から同席をしていただき、そのようなお話しをしていただいたところ、それだつたらっていうようなことでもございましたので、私も発言を求められましたので、自分の考えを述べたところでありますけれども、たまたま一致したというようなことでもございます。そういったことで、合併から見れば5年も過ぎたということではございますけれども、町の方向性が2病院を堅持するから2病院を1病院としてというような大きな方向転換があつたことと、それからそのような中で、あり方検討委員会の中で民間委員さんを含めまして検討をしていただいているというようなことでもございますので、この結果につきましては、先に副町長の方から申上げましたように、今年中には最終答申をいただくというようなことになっておりますので、それを受けまして私の方といたしましては、その結論を最大限尊重さしていただきまして、そして後につきましては議員おっしゃられたような形で進めていくようになるのかなあというふうに考えておるところであります。

議 長 北山議員  
7 番 員

最再問をさせていただきます。今町長がいろいろ答弁をされましたが、当初藤井町長が2病院を堅持していたということからこう始まったような答弁でありましたが、私の記憶するところでは、平成20年の1月に美波町医療体制整備検討委員会の答申が出た段階では、当時の藤井町長もその答申に沿って進めていくんだというような答弁があつたように思います。それからいろんなガイ

ドラインとか改革プラントかそういう総務省の関連の問題で方向転換をしていったような経緯があります。しかしいずれにしても今の段階では平成 20 年 1 月に答申された、その答申通りに進んで行っているような、そしてなおかつ先ほど県の再生計画うんぬんというような話がありましたが、先ほどの再問の中でもいいましたが、県としてはお金が先行したと誤解されるのではいけないので、軌道修正をします。この委員会では 2 つの病院をどうするかという勉強をして、今後もピッチを上げて検討していただき、その結果を受けて県はそれに沿うように努力しますというように軌道も修正しております。そういうことからして、12 月の答申を待つまでもなく、もうこの段階で町の考えということで町民に説明をして、1 日も早く進めていくべきと思います。前の同僚議員もピッチを上げてってというような話もありましたが、私も 12 月を待つまでに、もうこの段階で結論を出して、進めていくべきと思いますので、再度その内容について答弁を願いたいと思います。

議  
町

長 町長

長 その件につきましては、先ほど申上げた通り、あり方検討委員会に諮問をいたしておりますので、最終答申を待って、そして始めさせていただきたい、いうふうに考えておりますのでご理解の程よろしくお願いいたします。

議

長 北山議員

7 番 議

員 それでは 3 問目になりましたので、次の質問に移りたいと思います。

第 2 点目、危機管理プロジェクトと地域防災計画の関係についてお伺いをしたいと思います。危機管理プロジェクトが設置され、8 月 1 日から施行されていますが、プロジェクトとは企画・計画であり、要綱の内容は組織だけを規定しているので、少し違和感がありますが、危機管理プロジェクトチームを省略したものと解釈して質問をしたいと思います。まず 1 点目、危機管理プロジェクトと地域防災計画の関係はどのようなかということですが、要綱をよく読みますと、第 1 条（目的）に東日本大震災の現実ということから、従来の枠組みによる災害対策を超え、住民の安全と安心をとというように書かれてありますので、危機管理プロジェクトは地域防災計画に優先すると考えられますがそれでいいですか。2 点目、危機管理プロジェクトは平成 23 年 8 月 1 日から発足しておりますが、発足から今日までに実施した事業を説明してください。3 点目、3・11 大津波警報発令時の町・消防団・公共

施設・地域住民のとした行動に問題がいっぱいあったように思うが、その総括と対策の整理は出来ているのか。また9月1日の防災訓練の状況を見る限りでは、避難場所の変更はありましたが、それ以外は従来通りであったように思いますがどうですか。この3点についてお答えください。

議 副 町 長

長 副町長

防災問題ということで、危機管理プロジェクトと地域防災計画の関係についてのご質問にお答えをさせていただきます。まず地域防災計画でございますけれども、災害対策基本法第42条の規定に基づき、美波町の地域にかかる災害に対処するため、町の地域を管轄する指定地方行政機関、指定公共機関、指定地方公共機関、県の出先機関及び町の公共的団体等の防災関係機関が処理すべき事務、または業務の大綱を定めることにより、総合的かつ計画的な防災対策の推進を図り、もって町の地域並びに住民の生命・身体及び財産を災害から保護することを目的として、作成をされております。危機管理プロジェクトでございますけれども、先ほどの寺下議員のご質問にもお答えをさせていただきましたように、東日本大震災を教訓に、従来の枠組みによる災害対策を超え、住民の安全と安心をしっかりと確保できる町の実現という視点にたった、迅速かつ的確な対策及び中長期的な取組を総合的に推進することを目的に設置したものでありまして、具体的に取組む内容には、避難場所・避難路の見直し、それから地域防災計画には記されていないような具体的な行動手順等を明確に分かりやすく開設した職員の動員・配置マニュアルでありますとか、庁舎内の安全確保、被災時の運営マニュアルなど先ほど申しましたように25の個別対処危機マニュアルの策定がございまして、このマニュアルの策定にあたりましては、地域防災計画第3条にあります災害応急対策計画を参考に策定をしようとするものでございます。また被災後の被害者対策とか、あるいは復旧復興のあり方などの検討、調査研究などにも取組んでまいりたいというふうに考えております。まあこうしたことから危機管理プロジェクトと地域防災計画とは密接に関係をしているということで、どちらが優先するのかということは考えておりません。以上です。

議 消防防災課長

長 消防防災課長

9月1日に実施しております、防災訓練でございますが、学校・病院・高齢者施設等18施設で今年度は1,268名の方が、一応津波とか地震の被害を想定した訓練を実施しております。それで先ほど北山議員さんがおっしゃいましたように、避難場所が変わ

ただけではないかとかありました。これは各学校施設等で、もちろん今回の3月の11日の津波被害を受けまして、今まで学校の方とか施設ですね、それぞれ自分たちで考えた、今のところ町の方が県・国の想定も出ておりませんので、例えば今、自主防災組織を通じて避難場所・避難経路を確認とか作業を行ってもらっていますとおり、今各施設等の考えられるような避難場所等を想定してでの訓練をしていただいておりますので、それによって今回は各学校からは避難訓練のときの報告等が上がっては来ております。そういうことで今後また先ほど申しました12月の18日の防災南部

圏域での防災訓練のときに、町民全体での訓練を予定しておりますので、そこでは先ほど寺下議員さんからも提案にありましたような時間を測るとか、そのような工夫とか実情に応じた訓練をしていきたいと考えております。以上です。

議 長

小休します

(小休中)

議 長

再開します。

副町長

副 町 長

危機管理プロジェクトで今までに行った、実施した事業ですけど、先ほど寺下議員の方にもお答えをしたように8月中にですね、避難路及び避難経路の見直しってのを行っていただいております。それを今現在まとめているところでございます。それと今後ですけども、重なるかも分かりませんが、避難マニュアルの策定を現在合わせて行っていただいているという状況でございます。

議 長

北山議員

7 番 議 員

再問をさせていただきます。第1点の危機管理プロジェクトと地域防災計画については危機管理プロジェクトが地域防災計画に優先すると考えていいのかという質問に対して、いろいろ説明がりましたが、どちらを優先するというそういう考えはないというようなそういうような答弁だったように思います。しかしこの6月議会だんだんですかね、その時の質問にも地域防災計画はもうだめで、それを見直していくんだというようなそういうような答弁があり、最終危機管理プロジェクトの中で考えていくというような答弁があったやに思います。あの当時いろいろな同僚議員も災害についていろんな視点から質問をされた中で、全てが危機管理プロジェクト、これが全てを網羅するというようなそういう私は認識であったやに思っております。再度そうであれば危機管

理プロジェクト、地域防災計画、このがほとんど同じようなものだというような先ほども答弁がありました。どうなるのか、そこらのところ二つがそのまま並行していくものなのか、そこらのところもう少し明確に答弁をしていただければ、そこら分かりにくいと思いますので、再度答弁をお願いいたします。2点目について危機管理プロジェクトが8月に発足してから現在まで避難路のまとめ、そして今後としては避難マニュアルを作成するんだというような、そういう答弁がありました。3月に大津波が発生して、今現在で半年ですか、半年余り経った中でまだそんな程度っていうのは、これは誰が聞いてもそういう感じがいたします。避難マニュアルについてはすぐさま前の同僚議員に町長が答弁をしておりましたが、三連動の震災がいつおこるか分からない状況の中で、12月までに避難マニュアルを作成するんだというような、そういう答弁では少し遅すぎるといような感じがいたしますので、そこらのところ再度ご答弁をしていただきたいと思います。それと3点目の防災訓練の件ですが、9月1日の防災訓練は各施設が中心でやったんだというような町長、担当課の説明であったように思いますが、それでは町の担当課としては何もやらないのかというような感じがいたします。そして県・国がその理由としても、県・国の中身が決まっていなからというような答弁でしたが、県は既に国が決まらなくても県独自で考えていくんだというようなことを伺っております。そういうことからすれば、県・国が決まらなくても、町独自で考えていかなければ災害っていうのは待ったなしに起こるといのは課長を含め全職員もそういう認識を持っているように思うんですが、対応としてはぜんぜん遅れているような感じがいたします。そこらについても少し詳しくご答弁をいただけたらと思いますのでよろしくをお願いいたします。

議  
町

長 町長

長 それでは再問につきましては私の方からまとめてといたしますが、一つずついきたいと思いますけども、まず地域防災計画と危機管理プロジェクトがよく分からないというようなご質問でございます。危機管理プロジェクトといのはいわゆる組織・形態でございます。全職員を網羅したいわゆる組織体というふうにご理解をいただけたらと思います。で地域防災計画は皆さま方がご存知のように、それぞれの災害に対応した計画また復旧計画等を規定したものでございまして、その最終的には危機管理プロジェクトの中でいろいろと専門部会等の議論を重ねて、地域防災

計画の見直しまでやりたいというようなことでございますので、どちらが優先するとかというような、並列的な中での優劣ではございませんので、そのようにご理解をいただければなあというふうに思います。それからスピードが少し遅いんではないかというような2点目の危機管理プロジェクトの動きの点でございますけれども、危機管理プロジェクトの中で8月1日に設置をさせていただきまして、私共といたしましては地域の住民の方、地域の自主防災の方々と共に、担当職員制度的にそれぞれの地域に担当職員として職員を割り振りさせていただいて、ともに避難路・避難場所の点検・見直しをやらさしていただいたというようなことで、1月間ではなかなかきびしかったですねってというような意見もいただいたところですので、精一杯やらさしていただいたっていう分に考えておるところであります。後その今後の形態につきまして、寺下議員のご質問に副町長がお答えしたように、11月を目処に中間報告的な報告を上げていただくというようなことでおりますので、その件につきましてもできるだけ早くスピード感を持ってといいますか、やってきたいというふうに考えております。それから3点目の防災計画について、今年の9月1日の昨年と同様の計画・訓練ではなかったかというようなご批判、ございますけれども、それも前段消防防災課長の方が答えさせていただきましたように、今後の計画については例えばそれぞれの自主防災組織内での小さな単位で、町全体でっていうんではなくて小さな単位でやらさしていただくとか、それから朝でありますとか夜にやるという地域、そして暑い寒いも申しておりますけれども、そういったように出来るだけ実行性が上がるような訓練をこれから考えさして行って、やらしていただきたいというふうに思っておりますので、今年の9月1日には間に合いませんでしたけれども、今後につきましてはいろんな工夫をしながら訓練をやっていくというようなことで行きたいと思っておりますので、一応3点の答弁とさせていただきますたいと思います。

議 員 北山議員  
7 番 議 員 最再問をさせていただきます。

第1点につきましては、危機管理プロジェクトが最終、地域防災計画の見直しまでやりたいんだというような、そういう答弁であったように思いますが、地域防災計画っていうんは町民に取りまして、災害時の行動の指針となるべきもの、これは先ほど副町長が答弁されたその通りだと思います。それを今後プロジェクトで11月中に中間報告を出して、12月までには決めるんだというような、そういう答弁がありまし

たが、この地域防災計画、これを改善していかなければならいというような考えを持っておるにもかかわらず、その改善が12月まで先延ばしにしていくような答弁では、町民としては何を頼りに防災について頼っていったらいいのかっていう感じがするので、避難マニュアル見直しについては、できるものからやっていただいて、できたものについては即報告をするというような11月に中間報告を出して、12月に最終のんを出すんだというような、そういうような考え方でなくして出来るものからやっていくというような、これは町長も6月議会ではそのように答弁しておったと思いますんで、やはり答弁したことには責任を持ってやっていただきたいと思います。2点めについては今まで実施したことをですか、2点目については再度ちょっと書くんが書いていませんので、再度答弁をいただけたらと思います。すいません。3点目についてですが、今後町としての避難訓練については、今後考えるというような答弁ですが、やはり災害についてはまったなしということになるとと思いますんで、今後やというような考え方はなくして、やはりその時その時でやって対応していくような、そういう方向でやっていただきたいと思います。中身についても小さい組織からやっていくんだというような話がありましたが、小さいそういう考えがあるんであれば、そういうことも即実施をしていくように働きかけていただきたいと思いますんで、再度そこらについて答弁をお願いしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 まず1点目の地域防災計画についてでございますが、誤解があったらいけませんので、先ほど私が申上げました地域防災計画の見直しまでと言ったのはその通りなんですけども、12月にそれをやるっていうことではございません。もう少し先になるのかなあと思っております。それは地域防災計画を見直すというと、1点だけをスッと見直すとか、そういったことではございませんので、全体的に見直さなければいけないというんと、大変大掛かりなことになります。ただ今回やれるところからやっていくっていうのは、それは例えばいまやっただいてる避難場所の点検・見直し、避難路の点検・見直しっていうところは、それを待つまでもなくやっていこうということやらさしていただいていることございまして、この危機管理プロジェクトがいろんないわゆる専門部会の中でマニュアル作りをやっていくということになっているのは、ただちにできるところからやっていくということで、最終それがいわゆる紙ベースの中であるとか、データ



の中で文字で書かれていくってというのが、地域防災計画になっていきますので、地域防災計画の見直しを12月までにやるというのではございません。できるところから全てやれるところはやっていくというようなことで、25の専門部会の中で点検・見直しをやっていくというようなことでございます。それから2点目につきましては、何をやってきたかということ再度とおっしゃってましたので、避難路・避難経路の点検・見直しを8月をかけてやったということでございます。それがまあ実績ということでございます。その中に入れるとすれば、プラスして講演会もひとつ行わさせていただいたというようなことでございます。それから防災訓練につきましては、これは言葉のあやといいますが、かなあと思えますけれども、9月1日には間に合わなかったけれども、議員おっしゃられるその時その時にやっていくってということと、私が申上げました、今後についてというのはイコールというふうに受け取っていただいて結構だと思いますので、特に個々でやっていく場合には自主防災組織の方々と相談をしながら、いつどのような形でやるかというようなものをこれから協議をしながらやっていくというようなことでございますので、そのようにご理解をいただけたらと思います。

7 番 議 員

議長、答弁もれひとつだけ。

議

長 北山議員

7 番 議 員

地域防災計画っていうのは、現在先ほどの町長の答弁では、地域防災計画では今までのものがそのまままだ、継続してあるんだという認識でいいわけですね。それと答弁漏れの、総括と対策の整理、地域防災計画の悪いところ、変更していくんだというのであれば、やっぱり悪いところがあるという認識なんで、その総括と対策の整理はできているんかっていうのを質問しておったんですが、その答弁お願いします。

議

長 町長

町

長 それについては、それは今やっている分の例えば避難場所でありますとか、避難経路についての検証ができてるかっていうご質問でした。

7 番 議 員

地域防災計画全部の中で、変更するっていう答弁があったんでね、総括と

町

長 それはまだ。

7 番 議 員

できてないん。

町

長 はい、できておりません。

議

長 北山議員

7 番 議 員

次に第3点目、産業振興、特に農林水産業の後継者不足問題について、これにつきましては大変重要な問題と思いますので3月議会6月議会に引続き今回も質問をさせていただきます。3月議会において、合併以後一次産業の後継者問題に対して、講じた施策と成果については答がなかったのではと思いますので、私は講じた施策がなかったと解釈していますが、それでいいのか、念のためにもう一度お聞きをいたします。

2点目は、本町の計画の1つとして「1次産業見習い従事者募集事業」がありますが、詳細についてはまだ決まっていないということでしたが、その後どのように決定したのか、どのように運用されているか説明ください。

3点目は、伊座利の良い例にならば他の地域も努力されたい、町は出来るだけの協力をして、町の協力支援をすることでしたが、どこか動きだした地域はありますか、そして町の協力支援とは具体的にどんなことを予定しているのかお聞かせを願いたいと思います。

議 長 産業振興課長  
産業振興課長

産業振興課長 まず1点目の農林水産業の地域振興については、合併後やった政策ってということでございますが、農業に関しましては、施策として、中山間地域直接支払交付金事業・農地水環境保全向上対策事業・農業者戸別所得補償制度・有害鳥獣駆除奨励交付金・鳥獣被害防止施設導入整備事業保証金・猟銃免許取得補助金・農産漁村活性化推進補助金等を実施しております。それから林業にしましては、森林防害虫駆除事業・県林業飛躍基金から補助を受け間伐を実施し、森林整備事業補助金・森林整備地域活性支援事業・森林整備加速化・林業飛躍事業等を実施しております。漁業に関しましては、増養殖場造成事業・漁業改良保全事業・種苗放流事業・漁業共済事業補助金・農産漁村活性化推進補助金・すじ青海苔の陸上養殖・クエの養殖などを実施しております。それから伊座利でやっておる地域で協力して、地域が協力してやってくださいと、町が協力しますっていうようなことで、他の地域は動いているのかということでございますが、今現在のところ伊座利以外にはこれといった補助とかそういう動きはございません。それから見習い見習い整備体験事業でございますが、これにつきましては現在支援策等補助金をどこまで出すんだというようなことで、実施主体をどうするのかということ、今現在検討中でございます。事業としては実施はしておりません。以上です。

議 長 北山議員

7 番 議 員

第1点目の講じた施策はないと理解しているということにつきましてですが、それに答弁していただいたことについては、全会の答弁もそういう答弁をいただきました。それを聞きまして、後継者対策・後継者問題に何がどのように関わっているのかという具体的な説明がなかったんで、漁業振興等という一つの大きなくりの中でやっている事業を全て網羅・答弁しただけのように私は感じますんで、あえて今回後継者問題、これを町としてはどう取組んでいるのか、そこらのところをはっきり聞かしていただければ、ただ単にこれもやっているあれもやっているというような、そういう答弁ではそのやったことはどのように後継者問題に絡んでいるのか、そういうことをちゃんと説明していただければ、これが後継者対策に主だった施策であるというようには感じられないので、再度答弁を願いたいと思います。それと2点めの一次産業見習い従事者募集事業ですか、これについてはまだ決まっていない、決まっていないのに伊座利だけがやっているというのも少しおかしい答弁のように思います。やって、できてもない事業はやっていない、内容については検討中だというのであれば、本年度のいつの段階ぐらいいまではやれるのか、もう3月議会で質問をして6月議会にも質問し、今回9月議会でもまた質問させてもらっているんで、もうそろそろここまではやっているんだが、この時点で止まっているとかいうような、そういう中身についても説明をお聞かせを願いたいと思います。またそれに関連しまして、伊座利が良い例ということなんで、各地域の関係者を集めて、伊座利の活動報告などを聞かせてもらいながら、研究協議する会を、これを町の主催というような形で行う用意はあるのかどうか、そこらのところも聞かせていただけたらと思います。また産業の振興を4本柱の一つに掲げる町長としては、町のできるかぎりやると、後継者不足対策になることがあればやるんだというような答弁をいただいておりますが、積極的に町のやるべきことを探し、町としての後継者不足対策を構築するという気合で役場を揚げて協力に推進する、先ほどの防災の中にも出てきましたが、これこそまさにプロジェクトチームを作るなりして、進めていくべきではないのかなぁと思いますが、そこらのところ答弁をお願いします。

議  
町

長 町長

長 それでは私の方から、後継者問題ですけれども、以前から非常に深刻な問題というふうに捉えているということは、再々申上げさしとうところでございますけれども、現実にはなかなかあの町

として直接的に何をするというところがなかなか難しい、そのテーマといたしますか、課題でもございます。今日の丸龍議員さんのご質問にも答弁いたしましたように、後継者の問題っていうのが、どのような視点で、どのような影響があるっていうのをこと細かく見ていかなくはいけないっていうふうに思っておるところであります、農業とそれから漁業・林業ではその形が少しずつは違うのかなあと、商業そして工業についてもまた違うのかなあというふうに思っておるところであります。で最終的にはなかなか町としての施策については、今後それをやっていく訳ではございますが、最近商業の方で特長的な流れというのは、商工会の中に商工青年部っていうのがございまして、商工会自体は合併はできておりませんけれども、日和佐の商工会の中にある商工青年部につきましては、昨年ですね、加入者が増えて県下で1番の伸び率だったというような報告を今年の総会の時にお聞きもいたしております。ですから子弟が必ずしも町に帰ってこないっていうのではなくて、やっぱり美波町で働きたいというふうに考えられている証かなあというふうに思っておりまして、その方達との対話といたしますか、お話をさせていただいたときに、自分達はいろんなことを考えながらやっていっていききたいというような中で、その中で一つ二つありましたのが特産品を開発してみたいとでありますとか、それから特区制度を利用させていただきたい、いわゆる利用と行っても特区を設置してというようなことで、やりたいとかいろんなことを考えられております。で私はその時に申し上げたのが、そういったことをしていくってことは非常に私としても町としても非常に有意義なことであるので、町としては支援を惜しまない、その中には情報の提供っていうのが一番大きなところかなあと思います。でやる気があってもどのようにしたらいいのかとか、それからお金の工面はどのようにしたらいいのかとか、なかなか分からないところがあるというようなことでございますので、情報はやっぱり役場が一番多く持っているということでございますし、それから商工会とも合わせまして、その方々には情報をできるだけ提供するような仕組みを作っていくので、困った時にはなんなりと担当課の方に言って欲しいというようなことも申し上げたところであります。次に漁業関係でありますとか農業の方でございまして、所得が、所得がある程度確保できるような生業でないと、なかなかご自身の後継者であったり、それから新規参入は難しいのかなあと、率直に考えております。ですから町としてはそれぞれ第一次産業について

は、それぞれの所得がどうしても上がるような環境整備的なところに今までの補助制度でありますとか、要綱等を作って政策を進めてきたところであります。それは大きなものではございませんけれども、例えば漁場についていえば、今非常に漁場が傷んでいると、それはいろんな影響があると思えますけれども、例えば地球温暖化による海水温の上昇、それから十数年前から磯焼けというようなこともあります。そういった藻場を環境を整えていくということで、今回新たな取組みとして、その食材となっているのを駆除しようという動きが4つの漁協の中で徳大の先生を中心としてやるという新しい事業も始まっております。そういったことは直接的には後継者の育成っていうのに繋がらないかも分かりませんが、基本は生活が出来る場がないと、なかなか理想は掲げましても来ていただける、また後継者が育つというような状況ではございません。ある程度年齢を重ねて、自分の蓄え等もございまして、そして豊かな自然があるところで住んでみたいっていうようなことで、その職業と申していいのか、農業とか・漁業を選択するという道はあるのかなぁと思っておりますけれども、若い方が飛び込んで、そして生活をやっている、それからまた子育てもやっていくっていうふうになると、なかなか現実的には難しいところがあるのかなぁと思っておりますので、一朝一夕にはいかないかもしれませんが、そういった環境整備をしながら、そしてまた都市と農村の中での交流でありますとか、それから複合的な中でのグリーンツーリズムとか、そういったことも組み合わせながら今後の方向性を模索といいますか、していくようになるのかなぁと思っておりますし、それをしていかなくてもいけないというふうに思っておるところでありまして、議員からの質問の直接的な後継者対策をどうするのかっていうことに、なかなかすっぱり答えることは難しいんですけれども、いろんな環境整備的なことを町でやれるところは、しっかり支援をさせていただいて、そして新規参入する意欲のある方にはそれが新規参入しやすいような環境を整えていくっていうようなことを町としてはやらさしていただけたらというふうに思っておりますので、以上で答弁とさせていただきますと思います。

議 長 小休します  
(小休中)

議 長 再開します。  
産業振興課長

産業振興課長 一次産業の担い制度でございますが、今考えておるのは新年度

から本格的に実施したいというように考えてます。それと後、一次産業見習いと伊座利が先やっているというような意見もございましたが、これ伊座利は伊座利だけでやっとなで、町が絡んで補助金とかほんなんを出しとんではございません。伊座利の地域が自主的にやっとなということでございます。

議 員  
7 番 議 員

長 北山議員

今までご答弁を伺った中で、これは質問ではないんで最後に要望といたしまして、一言いっておきたいと思えます。町長からは商工青年部との対話とか、漁業者については所得が上がらないから後を継いでないというような答弁があったように思えますが、それだけではないと、全てのことを聞かしていただいた中で、町は具体的に対応を後継者に対しては、対応してないなあというような、相手があって、相手が言うてきたら補助をするんだというようなことで、町が積極的な対応をしてないというような、そういう感じは否めないと思えます。今後町長に再度繰り返しになりますが、町長は町で出来ることはできる限りやるんだと、後継者不足対策になることがあれば、なんでもやるんだというような答弁であります。そうではなくして積極的に町のやるべきことを探して、町としての後継者不足を対策をするための構築というような気概で、役場を揚げてこれこそ先ほどもいいましたが、プロジェクトチームを作るなりして、対応していただきたいと思えます。そのことを要望して私の質問は終わります。

議 員

長 以上で北山議員の一般質問は終了しました。

小休の小休します。

(時に 12 時 00 分)

(小休中)

(時に 13 時 30 分)

議 員

長 休憩前に引続き、一般質問を行います。続いて 8 番向山議員の一般質問を許可いたします。

向山議員

8 番 議 員

それでは私の方からは 2 点ほどお聞きしたいと思います。まず近い将来に起きると言われておる三連動の地震に備え設置した危機管理プロジェクトの組織及び検討状況についてお聞きします。この質問については、先ほど二人の議員が質問した事項と一部重複する部分がありますけども、よろしくお聞き上げたいと思えます。

まず危機管理プロジェクトの組織についてですが、危機管理プロジェクトは全職員をもって、副町長を長として幹事会・専門

部会を設置しておりますが、全職員の意識の向上にはプラスになるようにと思っておりますが、大きな組織になりますと逆に運営も難しくなると思っております。現時点ではスムーズに検討が行われているのかお伺いしたいと思っております。対応マニュアルを作るための専門部会ですが、専門部会の代表者・責任者、マニュアルは25ほど作成するというお話がありましたが、その内どの部会でも結構ですので、この議場に代表者・責任者がおると思っておりますので、その検討状況、会の開催回数とか、どの程度検討が進んでおるのかを参考に教えていただきたいと思っております。代表してひとつの部会で結構ですのでよろしくお願いいたします。検討結果は、11月末迄を、ひとつの目標としているようですのでよろしくお願いいたします。9月の末ですのでもう半分過ぎておると思いますが、よろしくお願いいたします。

それから2点目の質問ですが、町長は今後の防災対策は自主防災会と連携を取りながら行うと言っております。8月初旬に設置されたこのプロジェクトですが、プロジェクトの設置については、設置の趣旨や危機管理の考え方、基本方針などは自主防災会への説明や町民への広報・周知があるべきだと思いますが、町の見解はどうなんでしょうか。一部議会だによりによりご存知の町民もおりますが、町行政の広報の広報みなみで、お知らせするのが当然でなかろうかと思っております。町民は震災以後の町の対応とか、動きが分からず、不安を感じている方も多いかと思っておりますので、その点広報等についてよろしくお願ひ、考え方を願ひ、答弁を願ひいたします。

それから3点目の質問ですが、避難場所とか、避難路の見直しを8月末までに各地区で行い、その結果を15日の幹事会でとりまとめたとのことですが、その判断とする避難場所の設置基準をどのように定めたのかお伺いしたいと思っております。また、避難場所等の見直した結果はどのような結果になったのか、まだまとめてないかも分かりませんが、よろしくお願ひします。また先日、中央防災会では中間報告なんですけど、地震があつて5分以内に避難の必要があるという見解も出しておるようですが、この結果、中間報告についてはどのような見解を持っておられるのか、また、見直途中かも分かりませんが、その避難場所等が今後どのように検討を加えて、町の避難場所として決定していくのかお伺いしたいと思っております。以上3点よろしくお願ひいたします。

議  
副

町

長  
長

副町長

私の方から危機管理プロジェクトの状況について、近い将来に

起きるといわれる、東海・東南海・南海地震に備え、設置した危機管理プロジェクトの組織及び検討状況についてのご質問にお答えをさせていただきます。

先にご質問のありました、午前中にご質問のありました議員の方にもお答えをさせていただきますが、危機管理プロジェクトは全庁的な危機管理の統括と、災害対策を視野に入れたまちづくりを総合的に調整する危機管理管、それと危機管理管を補佐する危機管理管補を置いて、その下部組織としてプロジェクトが行う役割を、総合的に推進・調整していく幹事会を設置いたしております。さらにそれぞれの自主防災組織と連携した避難場所・避難路見直し部会、災害時の応急対策・復旧や復興対策など具体的に何をどうすべきかなど、地域防災計画には記されていない、具体的な行動手順等を明確に分かりやすく解説した個別対処危機管理マニュアルを作成する専門部会を設置いたしております。この専門部会は全職員で構成をいたしておりますして、各部の担当責任者は全課長及び課長補佐職が担っております。先ほどご質問の中でこの進捗状況について、どなたか代表で発表をしていただけないかということをございましたけれども、今そこまで用意できておりません。それとこれまでの動きにつきましてですけど、避難場所・避難路の見直しを8月末までに行っていたいておりますして、9月の15日の幹事会において、各自主防災会から出されております報告書について、幹事会としての情報共有を図ったところでございます。そして今現在、各自主防災会からだされております要望事項等について、取りまとめを行っております。その結果ですね、厳しい財政状況の中でございますけれども、計画的に対策を講じて参りたいというふうに考えております。それから重複になりますけれども、先ほどの25項目の検討状況でございますけれども、今現在行ってもらっているというふうなところでございまして、具体的に私の方でその状況を今の段階を把握できておりません。以上でございます。

議  
8 番 議

長 向山議員

再問ではありません、答弁漏れというか、広報ですね、防災プロジェクトを設置されたとか、いうものは町民に知らされていないのではないかと思いますけれども、その当りはどんなんでしょうか。

議  
副 町

長 副町長

失礼しました。広報につきましては、まだ現在ですね、正式にそういうことをやっておりますとかというようなことはできてい



議

8 番 議

長 向山議員

先ほど 25 の対応マニュアルを作っておるということなんですが、今の副町長、危機管理管がまとめておるのを報告というかお知らせいただきたいという意味ではありません。この管理職の中にはですね、その責任者もおると思いますので、その人誰がゆうか、誰か代表となってその状況を参考までにお聞きしたいということですので、誰か指名して検討状況をお知らせしていただきたいと思います。それから先ほどももうしましたけれども、町長はですね、今後自主防災会と連携を取りながら対策を練っていくということを機会あるごとに述べられておると思います。その中で防災会への報告というか説明会もなしにといいますかね、なしにそのようなことは進めておられることについては、定かちょっと私も理解はできないと思いますし、当然説明があってこういった作業を進めていく、町内会並びに防災会等事業を進めていくというのがベターな方法だろうと思いますので、その点はちょっと今副町長の方はこれからされるということですが、ちょっとあまりにも遅いというか、逆の対応といいますかね、順番が逆でないかなあという気がしますし、5月にですね設置されました連合会、防災連合会、せっかくそうした組織ができましたので、その会を早くですね、会を開いていただいて、町はこうやったことをやっているんだという説明をですね、当然すべきであると私は考えますが、いろいろその点よろしく願いいたします。それから避難場所の見直し避難路の見直しですが、8月までにその作業を行ったと、で15日の幹事会で取りまとめたということなんですが、この避難箇所の設置基準というのは非常に慎重な検討は、要すると思いますが、たしか今の避難場所を最低基準として高台とかいう話をいただいておりますが、そのあたりは誰がどのようにご検討して決められたのかお伺いしたいと思います。

議

町

長 町長

今ご質問のありました、まずは自主防災会に対しての連絡、それから報告があってしかるべきでないかというご意見ですけれども、私の方は今議員の方からそういうふうに言われるまでちょっと意識をしてなかった訳ですけれども、実は8月1日に危機管理プロジェクトを立ち上げさしていただいて、その立ち上げも若干遅れたなあというような感じがございました。で急ぎやりたい

ということもあって、それぞれの自主防災会に対して私共の職員を貼り付けをさしていただいたので、その職員から自主防災会のほうへ今回こういうことがあってという説明をもういつているもんというふうに自分は解釈していたもんですから、今そのようにおっしゃられたことについては、全体の会でやるいとまがちょっとなかったってということもありましたけれども、ちょっと申し訳なかったかなあと思いますけれども、ご理解いただきたいなあと思っております。ですから全体の自主防災会の連合会で私共が出席してこのような組織を立ち上げ、そしてこのようにやりたいというようなことは実はよう言うてないんですけれども、先ほどもうしましたように、それぞれの自主防災会に対して、職員を全て貼り付けさしていただきましたので、その中で十分意思の疎通といたしますか、それができているもんかなあというふうに思っておりますので、ちょっと失礼をしたとここでございます。それから避難路のとかの基準は誰ってというようなご質問がございました。でなかなか難しいこととございまして、職員からも基準がなければ自主防災会の方達との避難路の見直しもまた点検も難しいというような声もいただいたのも事実でございます。しかしですね、例えば中央防災会議でありますとか、徳島県が今後三連動そして日向灘を入れて4連動とか、四国沖で5連動とか言われておりますけれども、その連動に対しての地震の大きさから、津波の大きさを出されるのを待っていたら、とてもとても遅くなってですね、それはそれでどういんですかね、動くに動けないってということもございましたので、私の方からお願いを申し上げまして、今回の東北のあの津波を映像等で皆さんは見られたと、でそういうのを見て今の、今のといたしますか今回来るであろう南海地震の津波の大きさというのも想定しながら、自分達の命が守れるところを点検してやってくださいというような、本当に比較的アバウトな言い方で、それぞれの担当の職員もとまどったかと思うんですけども、その中で自主防災会と共にお話をしながら避難路の点検・避難場所の点検・見直しをやってくださいというようなことをお願いをした訳なんです。ですから実際には危機管理プロジェクトの中で副町長をトップとして、幹事会でその想定等についても話し合いをなされ、そしてそれぞれの職員にそれぞれが共有しているパソコン上でこのようになっていうことで、示さしていただいたっていうところでもあります。

後答弁漏れとか、2点でしたかね。

8 番 議 員 何回もいいますけれども、各マニュアルを作る担当責任者が、

誰か代表して、そのところの検討状況、開催回数とか、その中の検討状況を参考にお聞かせいただきたいと思います。

議 長 小休します  
(小休中)

議 長 再開します。  
地域振興室長

地域振興室長 お答えいたします。私の方は重要道路の確保マニュアルというものを担当しております。メンバーといたしましては、私を担当責任者といたしまして、建設課の職員1名、それと地域振興室の職員1名の合計3名で構成されておまして、その3名でもって資料を収集し、検討し、そしてマニュアルを提案するという役割を担うことになっております。現実には先ほど何度か答弁を繰り返されましたように、まず避難路の見直しと避難所の整備をするということで、役割を担っておりましたので、まずそちらを先行しておったんですけれども、先ほどいいましたように重要道路の確保、これはちょっと抽象的な表現になるんですけども、この一般的に我々が使う言葉で置き換えますと、緊急輸送路という言葉がございます。私自身は緊急輸送路というイメージで理解しまして、国道そして県道の主要道路、そして主要な町道というものの確保が重要なだろうという感覚で理解して、国あるいは県の方にあります同種マニュアルを入手しまして、一方で町の方の建設課の職員が建設おるわけですから、建設課にある情報を整理して、提供して欲しい。その中で重要な橋梁っていうのも当然関係してまいります。その地区に集落に入っていくために、使用になる大きさというよりはポイント的な要素が大きいんですけども、その橋をピックアップして、今度メンバーが集まった時に、情報を提供できるように準備して欲しいというふうに資料の作成までは一応それぞれ分担してやっております。一応さまざまな行事の中でいろいろ動いておりますので、まだ会合はもておりませんが、あともメールの中でそういった情報のやり取りはできますので、ある程度の情報はそれぞれ持っておりまして、後早い機会に会合を持って、それぞれが持つものを共有できるような、そういうような段取りを今、現在想定して準備しているところです。以上です。

議 長 向山議員

8 番 議 員 今の振興室長からお話をいただいた状況をお聞きしますと、かなり進んでおると思いますので、他の部会においても進んでおるものと察して期待をしております。実行性のある計画は策定され

ますようによろしくご検討をお願いしたいと思います。それから答弁はなかったんですが、大きな組織というかかなりの数のある部会ですので、そのまとめも非常にややこしくなるかと思っておりますので、そのあたり十分ですね、こういうものが成果表出せれるように努力をしていただきたいと思います。それから広報なんですが、大変大きな震災があって、町もいろいろすることもあってそこまで気が回ってなかったような答弁をいただきましたけれども、一番恐ろしいのは町が、例えば役場が勝手にいうたらおかしいんですけども、自分らでしょんじゃわってという町民がですね行政と離れてしまったらやっぱり一番まずいと思うんで、町民も一緒になって、なっていくんだという意味で行政の方も広報については十分配慮を持たなければありがたいかなあと思っております。それから避難地並びに避難路につきましては、やはり町民が早く安全なところを求めておるといいますか、逃げて安全なところを知りたいという安心したいということを感じておると思っていますので、いろんな情報とか、早く察知して中央防災会、最終的には中央防災会になるんでしょうけども、いろいろな情報を早く察知して、決定をしていただきたいと思います。以上で第1問目を終わりたいと思います。もし答弁があればお願いしたいと思います。

議  
町

長 町長

長 向山議員さんの方からおっしゃられました、組織としては非常に大きいので、その分については動きにくいというような懸念もありますけれども、もともとがですね、ややもするとこの災害対策は、役場の中でいえば消防防災課だけが担っておればいいんじゃないかというような空気がなきにしもあらずかなあ、これは私達の問題ですけれども、あるのかなあということもありまして、職員一人ひとりがですね、危機管理を共有していただくということも頭の中には置いて作らさしていただいた危機管理プロジェクトでございますので、出来る限り今おっしゃっていただいたように、大きな組織ですけれども、初めての試みですので、ぜひ一生懸命やっていきたいというふうに考えております。それと最後に

議

長 小休します。

(小休中)

議

長 再開します。

向山議員

8 番 議 員

それでは第2問目に移りたいと思います。有害鳥獣対策のため

の総合計画の策定についてお伺いいたします。有害鳥獣対策については、町としても出来るだけの対策を講じているものと思いますが、依然として被害は減らず、現実的には有害鳥獣の個体数は以前より増えているように思われ、被害も大きくなっているものと私は感じております。今までの施策は、各種助成事業の実施や猟友会に駆除をお願いしたり、電柵や個々でネットを張り防御しているのが現実です。有害鳥獣対策は個々で行うことも大切ですが、地域ぐるみで対策を講じる必要もあると思います。そこで、地域の代表や農業委員、猟友会、また有識者等で組織する協議会を設置し、町内の被害の状況を共有し県等の指導を仰ぎながら被害対策施策の検討を行ってはどうでしょうか、その協議の結果、被害対策の計画が必要であれば美波町の総合計画として策定し、年次計画で取組みを進めることにより、少しでも被害の軽減に繋がれると思います。町の方でそういった農業委員・猟友会・有識者等で組織する協議会を設置し、施策を検討してはどうでしょうかということで、提案をさせていただきます。よろしくお伺いいたします。

議長 産業振興課長

それではお答えいたします。近年美波町でも鳥獣による被害は深刻な問題であります。現在、美波町として独自の取組みとしては、狩猟免許取得にかかる経費の内 9,500 円を負担補助するなど、新規狩猟免許取得者の確保、罠による捕獲による講習会等積極的に取組を進めております。新規制度の導入により、平成 22 年度での取得者 6 名、平成 23 年度での取得者 1 名での新規制度導入で 7 名の新規取得者がおります。周知法方は広報に掲載、猟友会会員の皆様への周知等、多くの方に免許取得をお願いしているところでございます。海部郡鳥獣被害対策協議会での海部郡鳥獣被害防止計画に基づき、広域の取組みとして檻の購入による捕獲を積極的に行い、固体数の減少に務めております。郡の被害防止計画では引続き奨励金制度の維持、捕獲を円滑に進める、また 3 町で捕獲檻を活用した捕獲を積極的に勧める。郡内全域において年間を通して発生しているので、予察駆除による年間を通じた捕獲を進める。また猟友会員の増加を図り、狩猟圧を高めるよう務める計画となっております。近年の状況を美波町有害駆除班の皆さんと話し合い、捕獲による数の減少を念頭に置き、積極的に進めております。実績としましては、平成 22 年度の実績として、町全体で捕獲数ではシカ 228 頭、イノシシ 134 頭、サル 68 頭の実績となっております。町全体の有害駆除班の人員数といたしまし

ては、平成 23 年度登録で 28 名で、日和佐地区で 18 名・由岐地区 10 名となっております。基本の方針としては追い払いも重要ですが、近年増えすぎた個体数を減少することが一番の農作物被害の軽減と思っております。平成 23 年度県予算でシカ捕獲用の檻を美波町全体で 10 基新規作成設置により、積極的に捕獲を考えております。積極的な駆除班の取組により美波町全体での有害鳥獣捕獲数は 430 頭にも及び、平成 19 年度の 3 倍以上の捕獲実績となっております。現状として猟友会の高齢化、銃所有に対する難しさ等いろいろな問題をクリアしていく必要があります。追い払い犬モンキードック等の案もございますが、放し飼いで犬の飼育等追い払いはあくまでも一時的なもので、解決できない問題が山積みでございます。個人の財産は個人で守る、その上で行政、有識者とが連携し個体数を減らすことが一番の改善への近道と考えております。町独自の有害鳥獣対策総合計画の策定を検討する必要がありますが、現在は郡の計画を基に 3 町協力して、広域的な取組が被害軽減には有効とされ、捕獲檻の導入・町界での積極的な捕獲、他町との連携を深め鳥獣被害対策に努めてまいりたいと思っております。なお地域ぐるみで検討委員会を設置してはということでございますので、その設置については考えて見たいと思っております。以上です。

議  
8 番 議

長 向山議員

今課長からはですね、小さい単位での検討会なんかも検討してみたいということですけども、やはりですね地域としてですね、広域的な施策、例えばですね A 地域は何ヘクターあるので電柵全体でするのだとか、いろいろそういった施策が考えられる訳です。特に山間部ではもう個々に対応せざるをえんような場所ももちろんありますけれども、そういったことを有識者・農業委員会・委員それから猟友会等ですね、話合って、ここはこういった対応策で対応する、ここはこうでなければならぬ、ここはこうしかできないというところ検討いただいて、全体的な町の施策としていただきたいと思っておりますが、そういった計画の必要性、並びにその計画を実行しての成果を十分検討してですね、一度またその協議会の設置について協議をしていただいて、またそういう結果を後日ご報告・連絡いただければありがたいかなあと思っておりますのでよろしく願いいたしまして、私の質問を終わります。

議

長 以上で向山議員の一般質問は終了しました。

続いて 14 番山本議員の一般質問を許可いたします。

山本議員

#### 1 4 番 議 員

2点質したいと思います。まず1点めに過疎対策について伺いたいと思いますが、行政の方も答弁も出来る限り明確な答弁をお願いしたいと思います。

過日9月15日は敬老の日であり、全国各地で長寿を祝う行事が開かれ、本町においても9月9日に町民のつどいとして開催されたことは記憶に新しいことであり、喜ばしいことでもあります。厚生労働省によると100歳以上の高齢者の方が過去最多の全国で47,756人であり、65歳以上の高齢者は29,800千人ともいわれ、当人口の23.3%でほぼ4人に1人が65歳以上であるといわれ、本町においても合併時においては人口8,700人余りであったが、現在は8,000人を切っており、後10年後には7,000人を切り、人口減少のスピードはデーターよりも早く、高齢率も50%近く行くと予想されております。過疎対策・限界集落の再生が課題となっており、限界集落という言葉自体に違和感を持つということもいわれておりますが、団塊世代全てが高齢化を迎える平成27年ごろには高齢化人口が急増して、少子高齢化問題が新たな局面を向え、現在徳島県では65歳以上の高齢者が住民の半数以上を占めるいわゆる限界集落が増えており、全国平均の2倍以上あり、徳島県も危機的状況を踏まえ、有識者会議等の組織を設けての取組がなされており、本町においても準限界集落のうち対策を考えて、避けては通れない課題ではあると考えられ、また現在過疎対策事業単独の支援事業いわゆる主要事業は数少ないとは思いますが、どのような支援策があるか伺い、同僚議員の町長の答弁にもありましたが、ほういう支援策があれば住民の方への周知も行い、過疎対策基金の創設も新たに考え、具体的な施策の計画はあるのかお伺いいたします。更には昨年度においては委託により志和岐地区においての集落持続活性化プラン案をいただいておりますが、その後の取組みとして、提案説明でも報告されておりましたが、また評価はできるが今後そのような調査等も踏まえて、農村・漁村を選定してモデル事業として取組む必要があると考え、なおかつ国の支援制度にもある集落支援制度の活用等も含めて、海・山の恵をいかし、知恵と心でつくるまちのスローガンの基、地域自治組織の基礎また方向性が確立できるとよな地域に対し、行政も支援を惜しむことなく取組む必要があると思うが、先般の自治体研究所の方も提言されておりましたように、全国的にもほこれる先地事例地も存在することだし、どのような考え見解を持っておられるのかお伺いしたいと思います。また、今後においては過疎集落・限界集落化した地域では、住民の収入は年金だ

けという現状も踏まえ、過疎集落での最大イベントのひとつでもございます年1回の祭り時の行事においても、以前であれば町道等の草刈の委託金もあり、それなりに事業計画もできたと思いますが、現在はそれも削減され、過疎集落の地域における活性化は見出せていないのが現状ではなからうかと思えます。地域において新たな企画・実行となれば、使い勝手の良い何か支援策、過疎地域に一隅を照らすという意味からも模索していくべきではないかお伺いしたいと思います。最後に町長提案説明でも報告されていたが、タクシー料金助成事業は9月15日現在で18名の申込み者があったと報告されておりますが、過疎地の交通弱者にとっては朗報であると思えますが、まずは順調なスタートと思えますが、助成対象要件と少し複雑な感もあり、事業化をスタート以前に考えたような自体・想定外というようなことはなかったのか、また今後半年間の試行期間の状況も踏まえて本格運用とのことであるが、利用者数・予算も含めてどのように目処、基準をどのぐらいに設定しておられるのかも伺いしたいと思います。

議 長 総務企画課長

総務企画課長

お答えいたします。過疎対策についてでございますけれども、まず一つ目ですけれども、山本議員がおっしゃいましたとおり県では過疎地域の急速な高齢化が進行する中、厳しい状況にある限界集落の潜在能力を引き出し、新しい視点から集落再生に向けた検討を行うため、県内のNPO法人などの有識者からなる徳島集落再生プロジェクト検討委員会を設置し、8月31日に第1回目の会議を開催されております。この中での委員会の答申として、課題解決のための具体策を検討し、出来るものから早期に着手することといたしております。またその進め方として、集落の住民が安全で安心な生活を確保するための施策や集落が有する強みを活かし、その地域ならではの潜在力を引出す攻めの集落再生策を検討することとなっております。美波町におきましても、昨年新たに地域おこし隊事業などのソフト事業を盛り込んだ、過疎地域自立促進計画を策定し、取り組んでいるところでありまして、タクシー利用料金助成事業も本年度から実施し、過疎地域の交通手段確保に努めているところでもあります。またこの9月に共生ビジョンを策定しました定住自立権構想も過疎対策としてのひとつの取組だと思っております。過疎地域の課題としては、交通手段の確保、高齢者の安全・安心、医療の確保、生活環境の維持、耕作放棄地や鳥獣被害、伝統芸能等の衰退など、数多くの課題がありますが、その課題の解決策はそれぞれに難しいのが現状でありま



す。このようなことから徳島県が検討し実施する施策、また国・他の公共団体が実施している施策を含め、美波町で施策として有効なものを取り入れ、また町独自の施策も検討しながら、過疎対策・限界集落対策に取り組んでまいりたいと考えております。今後ともご提案やご助言をいただきながら進めていければと思っております。

それからもうひとつ過疎対策のひとつとしてモデル事業化ということが志和岐でも行っておりますが、この件についてでございますけれども、議員おっしゃられた通り町では高齢化率が50%を超える志和岐地区を対象に、その持続可能性を高めるとともに町内他集落での今後の取組みにきっかけを与えることを目的に、限界漁村集落志和岐地区持続活性化模索事業として、徳島自治体問題研究所に委託し、さまざまな階層の方々に集落調査に参加していただき、集落の全体計画や重点プランについて検討を行い、集落を運営していくための新たな機構を盛込んだ、当面の地域づくり指針などとなる志和岐地区集落持続活性化プランを提案していただき、今年4月には地元で報告会を実施したところでもございます。この提案を契機として、町長諸般の報告でも申し上げましたが、7月に志和岐漁港においてうにバスター事業が実施され、また海の男のトークショーを経て美波の海の恵研究会という組織が8月に結成され、ひじきの養殖試験を今年11月ごろから実施する方向で検討が進められております。また各地域においては、地域づくり支援事業、コミュニティ助成事業などにより、自発的かつ積極的に取り組む地域づくり活動を支援をしていくところでもあります。

それからもう1点、過疎集落についての行事・祭り等の計画実行があれば活性化のために新たな助成金の創設はどうかということでございますけれども、現在地域づくり推進条例に基づき、各町内会に活動費として助成しているところでもあります。また地域づくり支援事業としても地域団体へ助成を行っているところでもあります。町の財政については非常に厳しいということでもございますけれども、今後事業を進めていく上で課題解決のため、必要な助成については検討させていただければと思っておりますので、ご理解いただければと思っております。

最後にタクシー料金の助成事業でございますけれども、今年9月から実施しておりますけれども、9月20日現在で19名の方々が申し込まれています。地区別では赤松地区で7名・北河内で7名・山河内地区で2名・恵比須浜地区で2名・木岐地区で2名と

なっております。この制度につきましては、自動車や公共交通機関の利用が困難な地域の高齢者の方々を対象とした制度でありまして、その利用についても制限を設けており、そのことについての問合せも現在数件ですけれども寄せられております。その内容といたしましては、自宅から町の中心部だけでなく、自由に利用できないか、また施設からの利用は出来ないか。中心部の人は利用できないのかということで、なっております。この事業自体、まだまだ始めたばかりでございまして、試行段階でもあり、今後ご意見も多数いただくことと思われまますので、ご意見を集約して、町内の交通手段の一つとして、より良いものと出来るよう検討を重ねて参りたいと思っております。

それからタクシー利用条件の助成の予算と基準でございましてけれども、予算書でもあげておりましたけれども、9月から来年の3月までで5,000千円を予定しております、その対象でございましてけれども、約10%1割の方が対象地区の1割の方が利用されたとして、約40名程度の方のご利用を見込んでおりますけれども、現在19名ですので、後20名、約20名の方のご利用があっても予算内に収まる予定でございましてけれども、近くの方・遠くの方、いろいろ金額の差がございまして、今後その利用者の状況も含めて十分検討させていただきたいと思っております。以上です。

議 長 山本議員

1 4 番 議 員 議席から失礼させていただきます。各課長、出来るものからするといわれておりますが、いろいろ先ほども一番初めに言ったように、検討課題というのが多いように思うんよな。やっぱり明確な答弁、やっぱりこの行政用語というんか、時と時にまっ本当に検討してます言うて、もともと検討やいうんは取組む固体言葉いうような感じになって、前向きに取組むとかいろいろほういうような方向性を持って、前向きに取組んでいただきたいという点と、これいろいろあるけんど、議案等でも我々も精査していく中で、少し首がかしげる、こんなんでいいんかなあいうような、面も予算的にあるので、財政の厳しい中、ささやかでもあるがこういうような住民自身が潤うような事業に取組んでいくべきと思っております。ほいて先ほど提案もしましたように、集落支援制度、これは国の制度でもあり、人件費等の交付金は交付金で後でかえってくるというようなあれでもあるので、過疎地の要望も聞き、解決策を見出しながら地域力の向上にも繋がっていくと思っておりますので、今現在取組んでおります地域協力隊以上の効果も私自身は思います。

地域住民自身が立ち上がるということで、地域力の向上の方にも繋がり、その中でまた集落支援員制度を導入計画を持って、できたならばその中で集落支援事業も考えていたらいろいろ他の自治体形成郡においては鳥獣害、先ほど同僚議員も言いましたように鳥獣害対策、また山間部における水道の水源地の管理というように歳がいった人だったらなかなかほういう水の管理も出来ないというようなことが現に起きております。きめこまやかほういうように財源的に見よったらほういう些細な問題をほういうように日の当たらない地域、いわゆる過疎にほういうふうにとりくんでいて、いたげることが大事だと思います。ほの地域・集落のことに制度についてどう考えておるかちょっとお聞きします。

議 長 総務企画課長

総務企画課長 集落支援制度につきましては、その制度自体有効な過疎地においても有効な政策と思っております。今現在、議員おっしゃられたように美波町では地域おこし協力隊事業ということで、昨年度から行っておまして、そういった地域の活性化を図る事業を行っておりますけれども、また違った意味では集落支援制度も有効なものとは思っておりますけれども、その地域地域の実情というものもございますので、ご意見を聞きながら取組めるものであれば取組んでいきたいというところではございます。以上です。

議 長 山本議員

1 4 番 議 員 最後に町長にちょっとお伺いいたしますが、午前中の同僚議員の答弁にも述べられておりましたように、過疎対策については後継者不足、また産業育成にも繋がっていくと思いますが、まさにこれからは地域力が到来の時代となり、時限は違っても自治体でも同じようと思っております。町と県ということでございますので、やはり自治体であれば時代を先取りしたことだし、地域なら地域が先取りしたことをなし、地域住民自身が発信して主体となって取組むことが不可欠かと思っておりますが、またその反面高齢化により集落事態の弱体化により、地域格差も当然生まれてきとうと思っております。互いに相手のもちが大きく見える部分もあるかと思っておりますが、我々行政の目が当たらない過疎地域にも目を向け、情報を密にして情報を流し、先ほどもひっぱったようにこういう支援事業がありますという、おそらく住民自身はほれ分かってないと思う。こんなこんな支援事業があるというんをな、特に日和佐地区ではほういう取組がちょっと遅れとるけん。住民自身はもう知らん、やっぱりほういうような情報を流す地域においてはほういうような事業がありますというようなことを、情報を流していくべ

きと思います。ほいて町長も町内満遍なく公平に取り組むことが大事であるとは考えますが、この過疎対策、後継者が少なく、地域力が衰退している地域を維持していくためには、町長はどのような午前中にも答弁していおりましたが、再度後継者不足また地域の遅れている集落に対してのほういう日の当らない地域の取り組みについてお伺いしたいと思います。

長 町長

長 まずはですね、私の行政の取り組みにつきましては、公平をモットウといたしておりますので、それはそれでやらしていただいているつもりでございますが、先ほど来言わしていただいたかたちでの情報につきましては、今各課でも持っている情報というのがありますし、どちらかと言えば町全体で流せれるかっていうたらそうでないところもございますので、午前中の中にも答弁させていただきましたように、なんか仕組みづくりを考えてみたいというふうに思っております。後継者の問題につきましては、なかなか本当に難しい問題でございます、端的にこういう事業をっていうのは今のところ持ち合わせておりません。行政は行政として主導的などいいますか、立場でやっていかななくてはならないというふうに思っておりますけれども、いろいろとご提言なりとか、それからこういうことはとかいうのがありましたら、どしどししていただけたら本当にありがたいなと思っております。でそういった中で、高齢化というのは今のところ人口問題の中で、くくりとしたり 65 歳以上っていうように言われておりまして、ですけども 65 歳が決定したのもずいぶん昔の話でございます、今 65 歳といたしますと、高齢者と言っていいのかというようなところもございます。本当に 75 歳、本当に 10 歳ぐらい違うんじゃないかなというふうに私自身も感じておりまして、町政懇談会なんかでも美波町は 40% になっているけれども、いやいや現実の活力というのはそういう言葉でどういうんですかね、疲弊を増長さすみたいになっていうんじゃないかと、本当に住んでおられる方が元気でいらっしゃるといのが一番かなあというふうに思っております。それは考え方のほどでございますけれども、今後とも町の方では後継者対策、それから過疎対策、要は人口が少なくなってどうなるってというような課題は集落の維持存続に関わる問題かなあと思いますので、それはひとえに町事態が公っていうんでなくて、それぞれの地域の方々とそれぞれの地域にあったような過疎対策といいまうか、そういうのもきめ細やかにやらしていただくような、そんな仕組みといたしますか、そんなのも考えていきたく

いというふうに思っておりますので、直接的な答弁にはなりませんけれども、そういったかたちでやっていきたいというふうに思っておりますので、よろしく申し上げます。

議 長 山本議員  
1 4 番 議 員

続きまして2点目に観光行政、観光の町として脚光を浴びるようになったのはウミガメ産卵の名声が上がリ、昭和39年室戸・阿南国定公園に指定、昭和42年に大浜海岸ウミガメ及びその産卵地として、また昭和49年南阿波サンラインの観光、昭和53年に日和佐城の竣工もあり、また四国八十八箇所二十三番札所薬王寺をいたし、自然の景観に恵まれた町として観光ブームの高まりもあり、観光客を年間100万人余り誘致し、町の生活・文化・住民経済の発展を図ってきており、歴代の町長も重点施策の一つとして、観光立町としてのその時代に対応した施策を講じ、切意位努力をした賜物であり、NHKの連ドラウエルかめとして全国に放映され、感動を受けたのも記憶に新しいことですが、しかしウミガメの町として最近寂しいのは、何とか9月1日現在14匹と報告されていますが、ウミガメの上陸数が減少していることをございます。今年も上陸が遅く心配したところをございます。今年の1/4程度であり、この傾向は全国的なものか、また県下での他の上陸地での状況はどのようになっておるのかお伺いしたいと思ひます。特に今年には台風上陸または接近を予知していたかのように上陸も遅く数も減少していたが、台風そのとの因果関係、また上陸産卵の条件としてひとつめに砂の粗さもいわれており、二つ目には午後3時ごろの基本・水温・地温・簡水量も言われ、三点目には塩・満潮前後50分後、前後50分そして波が高く天候の下り坂傾向とも言われておりますが、最近では海環境も変り、先日来の台風により浜の中央にバラスが堆積しているような状況であり、今まではあまりみられなかったような現象であり、小浜の方にも砂が大きく堆積している状況であると思ひます。また住民の人も指摘しておるところもあります。自然環境の取り組みであり、難しい面であると思ひますが、この上陸減少要因はどのようなことが考えられるのかお伺いしたいと思ひます。ウミガメについては昭和23年に日和佐中学校理科担任教師に学校教育の一環として研究をはじめ、その後生態研究を新たな教授の下、ウミガメ研究班によって画期的に研究成果を上げており、その後町カレタで研究成果を上げていますと思ひますが、私がここで申上げたいのは、とにかく観光の町として貴重な源、財産であるウミガメとの共存でもあり、他町また隣町には県の類似施設もあり、ま

た先日は高知県室戸市がジオパークの指定も受けており、ますます県南部に観光の人口が増えると期待されており、危機感を持って望まなくてはウミガメの町のレッテルはお株返上となることに懸念するであれ、こういう提言となりますが、カレッタは県内主要観光施設 10 施設に名をつなれており、今後上陸数が減少が続ければどのような対策、どのように講じていくのかお伺いし、またいかに少ない卵を人工孵化することが課題であると思いますが、カレッタにおきます新たな計画・施設面も含めてお伺いしたいと思います。

議 長 社会教育課長  
社会教育課長

ウミガメ上陸は 8 月末までに 14 頭となっているが、近年上陸数は低迷しています。その要因はどのようなことが考えられるのかのことにつきましてお答えいたします。大浜海岸での上陸頭数は最近の 10 年間で申し上げますと、平成 14 年の 36 頭、15 年の 26 頭、16 年 10 頭、17 年の 42 頭、18 年の 2 頭、19 年の 20 頭、20 年の 39 頭、21 年の 12 頭、22 年の 53 頭、今年の 14 頭となっております。それ以前には 100 頭を超える上陸頭数の年もありましたが、平成 7 年の 119 頭を最後に 2 桁の上陸頭数が続いております。要因として考えられることは、全国的には魚網による混獲、魚との混獲ですね、窒息死、貝類・甲殻類などの海洋資源の減少、環境悪化による産卵地の減少などが理由として上げられております。大浜海岸でも同様の影響を受けておられると思われませんが、研究者の間でもはっきりした原因は分かっていないというのが現状です。それから全国的、県下的にも上陸数は低迷しているのかにつきまして、アカウミガメの上陸頭数は全国的に 1990 年後半に激減し、日本全国で 5 千頭の上陸頭数となっております。しかし 2000 年以降全国的には上陸頭数の回復する傾向を示すようになり、2005 年以降からはかなり急激な増加が見られ、約 15 千頭から約 2 万頭が上陸するようになったことから、全国的には増加傾向と思われれます。しかしこれには地域で差がありまして、屋久島の田舎浜というところでは 1997 年の 535 頭から 2007 年には 1,132 頭が上陸するなど、南九州においては回復傾向が見られますが、和歌山県から北九州・四国では余り回復が見られておらず、その中でも四国が特に回復していない現状がございます。大浜海岸以外の県内有数の産卵地でもあります浦生田海岸や大里の松原海岸におきましては、1997 年には浦生田が 47 頭、大里松原が 26 頭、2007 年には浦生田が 15 頭、大里松原が 10 頭の上陸頭数と減少をしております、これらから県下的には低迷していると思われま

す。で今後ウミガメの町として貴重な観光の源であるウミガメに対し、その自然環境との取組であり、難しい面もあろうと思うが、上陸数が低迷すれば人工孵化場での新たな取組み、また施設面に新たな計画はないのかにつきましては、人工孵化場の取組みといたしまして、4年前までは人工孵化場で孵化した子ガメを飼育保管してありまして、9月の日曜日に子ガメの放流観察会として放流界を実施いたしてありました。自然界では地表に出たばかりの子ガメはとても活発な状態で、捕食者の多い沿岸域を素早く離れ外洋に泳ぎでます。しかし数日間保管した子ガメは元気がなくなり、放流後の生存率を低下させる恐れがあることが分かってきたことから、博物館では3年前から人工孵化場で孵化した子ガメに関しては、孵化が始まる時期、毎夜職員が監視して、孵化後すぐに放流し、ウミガメの生存率を高める取組みを行っております。本年は3頭分を人工孵化場に移し、その内の1頭分が8月31日の深夜12時頃に孵化いたしてあります。これを33匹放流をいたしてあります。またこの夏より新たな取組みとして、大浜海岸に産卵した卵が自然孵化するのを監視し、孵化が始まれば宿泊施設に連絡をして、職員が子ガメの説明をしながら観光客に観察してもらおうということを9月10日に実施しましたところ、約50名の観光客に観察してもらうことができました。将来的にはウミガメの産卵シーズンが終わった後から最後の孵化が終るまでの間、人工孵化場も含めた子ガメの観察会ができれば、環境と観光の両立を目指した全国的にも新しい取組みになるのではないかと考えております。また施設といたしましては、今までの飼育研究棟の改装を行い、今年度より「ただよう海がめ館」としてリニューアルをして、一つは洞窟の中をイメージした水層と繁殖研究に使用できる水層を整備してあります。新たな事業として今年度大浜海岸に産卵に来たウミガメの背中に発信機を取り付け、産卵を終えたウミガメを追跡することにより、今まで知り得なかった大浜海岸にくるウミガメの行動について解明し、将来的に上陸頭数の回復に繋がることを目的とした調査を実施しております。全国的にもウミガメに関する施設としては他に類を見ない博物館として、今後更にウミガメに関する展示資料等を充実させ、入館者に来てよかったと満足してもらえそうな、日和佐うみがめ博物館となるよう努めてまいりたいと考えております。以上でございます。

議長  
14番議員

長 山本議員

岩瀬課長、いろいろ答弁をいただき、種々取組んで行くとのことでございますが、観光行政ということで、担当課長、端的に高

速道路も無料化にもなり、また震災の影響もあり、観光地にとっては非常に厳しい課題とは思いますが、簡単に観光についてどのように考えておるのか、分かる範囲でお聞きしたいと思います。町長に対してもよろしくお願いいたします。

議  
町

長 町長

長 今回のご質問にあります日和佐うみがめ博物館につきましては、以前は観光施設というような位置付けでございまして、今でいえば産業振興課の主管になるわけでございますが、数年前から教育施設というような意味合いで学芸員も、学芸員といえますか、おかさしていただきまして、教育部局ということで先ほどは社会教育課長の方から答弁をさしていただいたとおりでございます。日和佐地区におけるウミガメの歴史というのは、議員おっしゃられたように60年を上回りました、今年で62年目となります。全国的にも随分違ってきたかなというような間もいたしておりますし、それからまたウミガメ博物館事態は全国でも唯一のウミガメに関する博物館というような位置付けにもなっております。で大浜海岸が国の天然記念物と指定もされているということもございまして、今後におきましても美波町に取りましては、このウミガメとの共存、それから環境問題ってというようなことも捉えまして、ウミガメに対する保護というのは続けていきたいというふうに考えておるところでございます。環境行政全般についてという大きなご質問をいただきましたけれども、観光自体は一番大きなどういふんですかね、一番大きな問題といえますか、大切な要素っていうふうに考えておりまして、特に人口減少がなかなか歯止めが利かない美波町におきましては、交流人口の増加というのが喫緊の課題でもございまして、今までもそのようなかたちで観光におけるいわゆる来町者を増やすというような施策を講じてきたところでもございまして、これからもそういった従来型の観光、プラス体験型観光でありますとか、それからもう少し決め細やかな地域地域におけるいわゆるリピーターを増やすような交流のあり方等も考えながら観光行政に取り組んでまいりたいというふうに考えておりますので、またご理解のほうをどうぞよろしくお願い申し上げます。答弁とさせていただきます。

議

長 以上で山本議員の一般質問は終了しました。

続いて5番永本議員の一般質問を許可いたします。

永本議員

5 番 議 員

大変お疲れのところでもございますが、しばらくお付き合いをお願いしたいと思います。65歳は高齢者でならず、これは新しい影治



町長明言だろと思っております。私も大分元気が出てまいりましたので、元気を出して質問をさせていただきます。よろしくお願い申し上げます。

平成 23 年 9 月 18 日新聞報道によりますと、旧日和佐高校校舎解体を前に 9 月 30 日から内部を公開するとありますが、その次に記事にですね、高校跡地には町がヘリポートを備えた防災基地を整備する予定と報道されました。この報道に間違いはありませんが、解体予算についてはすでに議会を通過しておりますことをごいまして、なんら異議を申すものではございませんが、ただ町長も申されましたように、3 月 11 日以降東日本大震災以降全ての事情が大きく変わってまいったのではないかと考えております。6 月の議会の議案審議の私の質問の中に、町長は旧日和佐高校跡地はある程度の埋立てにするについても周辺の住民の方々からなかなか同意は得られないのではないかと、防災基地あるいは幼稚園・保育園の建設予定地としては不適當と思うというような答弁がございました。この時点で私議会議員も少しぬかっていたのではないかと反省しておりますが、跡地利用について検討・綿密な交渉をしておくべきではなかったのか、3 月 11 日以降東日本大震災以降、高校跡地利用について従来のヘリポートを備えた防災基地あるいは病院建設・幼稚園・保育園の用地としてもとても町民のご理解を得られる状況ではなくなってまいりました。町長は先ほど向山議員の防災関係の質問にお答えされましたように、仮に三連動あるいは日向灘四連動、更に沖の方になります慶長地震の震源域五連動といったものになってきた場合にですね、これから国の指針が示されるときに、最低でも 10 メーターあるいは 15 メーターといった津波が来ることが予測されるわけですが、日和佐高校跡地は海拔 3 メーターではなかろうかと思っておりますので、仮に 10 メーターの津波が押し寄せるとなれば 7 メーターの水没をするということをごいまして、その上埋立ても認められないということになりますと、あすこへ防災基地あるいはヘリポートを作るにしましては、これはとても住民の方のご理解をえられないのではなかろうかと考えております。県との交渉は十分にできているのか、あるいは懸命な町長でございますから既に県との交渉の中で、何らかの腹案を持っておられるのではないかと私は思っておりますので、その点をご披露いただければありがたいと思います。よろしくお願いいたします。

議  
町

長 町長

長 それでは永本議員さんのご質問に答弁をさせていただきます。

旧日和佐高校の跡地利用につきましては、今年3月に全員協議会並びに第1回定例議会の江本議員からのご質問にもお答えしておりましたけれども、複合多目的な総合的な安全防災基地として利用活用をしたいというふうに申し述べたところでございます。これは県の譲渡契約時の協定に基づいたものでございまして、それは平成20年4月1日から平成22年の3月31日までの間は日和佐小学校の仮校舎として活用後、校舎を解体し複合多目的な用地として防災ヘリポート併設の保健医療提供をする用地、防災資機材庫や災害時の飲料水・食糧等も確保ができる危機管理用地、津波浸水による被害対策としての幼保一元化施設用地また平常時はアメニティにとんだ公園風に整備し、ふれあいの場としても利用活用するという条件になっております。このことから今回国から交付されるきめこまやかな交付金を活用し、条件の一部ではございますが、校舎を解体し、その跡地を社会資本整備交付金の防災事業としてヘリポート及び避難場所となる多目的広場として整備しようとするものでございます。これ関連予算につきましては、3月16日に議決をいただき、その後旧日和佐高校周辺地区となる本町・西町・天神町の説明会も町政懇談会として行わさしていただき、ご理解をいただけるようお願いしたところでございます。この時のご意見では東日本大震災の後でもあり、旧日和佐高校校舎が避難場所であったことから大体の避難場所の要望でありますとか、津波で浸水する場所にヘリポートを整備し、機能を果たすのかとのご意見をいただいたところでもございます。また6月の第2回定例会でも、永本議員からご意見をいただいたところでもございます。校舎解体後の大体の避難場所につきましては現在避難路の見直しを行っているところでございまして、できるだけ早い段階で整備できればと思っております。またヘリポートについてでございますが、先ほど議員おっしゃられたように、なかなかほの遊水地にも兼ねているということもありまして、周辺地域の方のご理解は得られにくいんじゃないかっていうふうには感じておりますが、議員がおっしゃられるように、例えば想定を10メートルといたしますと、それぐらいの高さの盛土というのはとてもとてもなかなか難しいということがございます。ヘリポートにつきましては、いわゆる防災用のヘリポートとしてのみならず、平常時はドクターヘリのヘリポートとしても活用させていただきたいというふうに思っております。基本的には現在の計画で進めさせていただきたいと思っておりますけれども、今後設計段階においては、津波による浸水に対しても十分検討はさせ

ていただきたいというふうに思っております。なお日和佐幼稚園・日和佐幼稚園につきましては、午前中の答弁でもございましたけれども、旧日和佐高校跡地にという案を私共持ち合わせておりましたけれども、新聞報道でもございましたように、まずは安全を第一にそして生活面での利便性も考えて今後移転先等に着きまして、ご検討さしていただくというふうにしておりますので、ご理解の程よろしくお願いを申し上げます。

議

5 番 議

長 永本議員

議員 議席からお願いしたいと思います。非常に若い影治町長でございますから、これは私の考えではやはり30年先50年先を見ていただいてですね、防災拠点あるいは役場機能にしましてもですね、浸水をしない場所に立地をするというのが理想的な考え方ではなかろうかと思えます。町長も議長もご視察されました、南三陸町でしたら、そこでは防災拠点の建物そのものが大破して大勢の犠牲者を出したというようなことを、視察をされてきた訳でしょうから、できればですね防災拠点あるいは役場機能・消防機能あるいは教育機能、そういったものはもともとは浸水をしないところへ時間をかけてでも立地をすべきではないかと思えます。その点をひとつどのように考えられておりますか、今すぐにごできることではありませんが、町長の見解をお聞きして、私の質問を終わります。

議

町

長 町長

議長 私も全く同感でございます、東北地方を見させていただきますと、ほとんどのところがいわゆる想定外の津波によって被災を受けております。それぞれの町の復興計画というのは、まだおじゃました3町の中では南三陸町だけでしかできておりませんけれども、その南三陸町の復興計画を見てみますと、今議員おっしゃられてましたように、主要な建物については高台へと、集落についても高台へをというこなことでございまして、私共もお金のかかることでもございますし、場所のことでもございますから、今おっしゃられましたように直ぐにと言う訳にはございませんが、長期的な視点といたしましては、そのような方向で取組んで参りたいと考えております。ですからできれば高台に全てを移せれたら一番いいんだろうとは思いますが、なかなかその用地がありますとか、費用でありますとか膨大なものになりますので、順次というようなことで長期的な視野で、視点で取組みをさせていただいたらと思っておりますので、ご理解の程よろしくお願いを申

議

上げます。

長 以上で永本議員の一般質問は終了しました。

以上で通告者の一般質問は終了しました。これにて一般質問を終ります。

以上で本日の日程は終了しました。本日はこれにて散会します。ごくろうさまでした。

(時に 14 時 55 分)

9月28日(水)

(時に9時00分)

議

長 おはようございます。只今の出席議員は全員です。定足数に達しておりますので、休会前に引き続き本日の会議を開きます。

ただ今から、議案審議を行います。

日程第1認定第1号「平成22年度美波町公営企業会計決算の認定」について

日程第2認定第2号「平成22年度美波町歳入歳出決算の認定」について

日程第3報告第8号「平成22年度決算における健全化判断比率」について

日程第4報告第9号「平成22年度決算における資金不足比率」について、4件を一括議題とします。

ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号・第2号及び報告第8号・9号を一括議題とします。認定第1号・第2号及び報告第8号・9号については、去る9月20日の本会議において「決算特別委員会」に付託しておりますので委員長からご報告をお願いします。

6 番 議 員

決算特別委員会よりご報告を申し上げます。決算特別委員会に付託されました議案審査の結果報告を申し上げます。去る9月20日に決算特別委員会に付託されました案件は、認定第1号・認定第2号の2件及び、報告8号・9号の2件でありました。委員会は9月27日議場において全委員出席のもと開催し、審査を行いました。

決算審査については監査委員より会計的な数字を基礎として法令や法則に照らされた審査がなされ、「平成22年度美波町公営企業会計決算」及び「平成22年度美波町歳入歳出決算」に関わる決算書書類、歳入歳出事項別明細書、実質収支に関する調書、財産に関する調書につきましては正確に処理されているとの監査報告が出されておりますので、委員会では主に成果表によって審議いたしましたので、その結果についてご報告を申し上げます。

以下審査の過程におきまして議論のありました事項につきましてその概要を申し上げますので、よろしくお願いを申し上げます。

主なものは、海洋資源開発振興事業費、すじ青海苔開発研究事業について、この事業から撤退することを検討してはどうかとの質疑に対し、平成24年に株式会社WDBへの事業継承すると、目

指しているとの答弁がありました。

次に町で水道使用料・住宅使用料・住宅新築資金等の貸付・介護保険料の滞納、また不納欠損処分によって公平性の観点から不納欠損をせず、滞納者に対して法的措置を講じる、また弁護士に委託してはどうかの議論がありました。町税につきましては、原則自主的な納税を促し、催告書の送付・納税相談、最終的には納税整理機構への移管をするとの答弁がございました。

そのほか委員会の審査を通じ、議論のありました主な事項といたしましては、外出支援サービス事業・健康増進事業・鳥獣駆除対策・山間地域等直接支払事業等々の議論がありました。

認定第1号「平成22年度美波町公営企業会計決算の認定について」及び認定第2号「平成22年度美波町歳入歳出決算について」の2件は、採決の結果出席委員全員異議なく認定することと決定しました。また報告第8号「平成22年度決算における健全化判断比率について」報告第9号「平成22年度決算における資金不足比率について」を承認することに決定いたしました。各公営企業の経営、決算全般についてそれぞれの善処・検討を行い、財政基盤強化に取組み、今後ますます住民福祉のため一層の努力を望みまして、決算特別委員会委員長報告を終わります。

議

長

決算特別委員長報告の説明が終わりました。

質疑を行います。質疑ございませんか。

これで質疑を終わります。

お諮りします。

本案に対する委員長報告は、いずれも認定・承認すべきものがあります。

認定第1号「平成22年度美波町公営企業会計決算の認定について」、認定第2号「平成22年度美波町歳入歳出決算の認定について」、報告第8号「平成22年度決算における健全化判断比率」について、報告第9号「平成22年度決算における資金不足比率」について4件は、委員長の報告のとおり認定・承認することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

認定第1号・2号は、原案のとおり認定及び、報告第8号・9号は承認されました。

日程第5議案第53号専決処分報告の承認について

専決第17号美波町税条例の一部を改正する条例の制定につい

総務企画課長  
議 長  
税 務 課 長  
議 長

て（条例第 17 号）を議題とします。

当局の説明を求めます。総務企画課長  
（日程第 5 議案第 53 号の説明をする）

税務課長

（専決第 17 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

「討論なし」と認めます。

これから、専決第 17 号美波町税条例の一部を改正する条例の  
制定について（条例第 17 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

よって、専決第 17 号は、原案のとおり承認されました。

日程第 6 議案第 54 号物品購入契約の締結についてを議題とし  
ます。

消防防災課長  
議 長

当局の説明を求めます。消防防災課長

（議案第 54 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。  
これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（ な し ）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 54 号物品購入契約の締結についてを採決し  
ます。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

よって、議案第 54 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 7 議案第 55 号平成 23 年度美波町一般会計補正予算（第  
3 号）を議題といたします。

総務企画課長

当局の説明を求めます。総務企画課長

（議案第 54 号の説明をする）

- 議 長 説明が終わりました。質疑を行います。
- 5 番 議 員 永本議員  
支出の 15 ページ、歳出の 15 ページ消防費なんですが、 においても町の方へ要望申上げておりましたが、消防団の詰所ですね、これは大災害の場合でも水没しないのは、山河内・赤松分団ということだけでございまして、日和佐市街地あるいは市街地周辺の西河内・北河内といった、全部水没の可能性のあるということなので、直ぐに高台へ移転といっても大きな金がかかる訳でございまして、できればですね山河内あるいは赤松消防団の車庫を広くしてですね、そこらへ周辺区の消防車を預ってもらうというような形にでもしていただければいいのではないかと思います。どうでしょうか。
- 議 町 長 町長  
長 あのう今議員がおっしゃられたことについては、現在のところ検討をいたしてはおりませんが、ご提案いただきましたので検討させていただくということで、答弁にさせていただきますと思います。
- 議 長 他に質疑はございませんか。
- 8 番 議 員 向山議員  
私の方から 4 点お聞きしたいと思います。  
まず 5 ページの債務負担行為ですけれども、課長の説明で 3 年間延長したということなんですが、延長した理由をお聞かせいただきたいと思います。それからページ 12 ページ、地域の支え合い活動立ち上げ支援事業なんですけれども、これは町長からの提案理由の中に要援護高齢者・障害者及びその家族に関する基礎的事項及び課題等を把握及び当該情報を把握記載した台帳等の整備をするために組んでおるという説明でありましたけれども、この委託料はどこへ委託するのかっていうことと、委託して調査を終了したら、後どのようにサポートしていくのか、その体制をお聞きしたいと思います。それからページ 16 ページの津波から命を守る緊急総合対策事業で県の補助 1/2 の補助を受けて、19,000 千円組んでおりますけれども、この委託料・工事請負費・原材料費・備品購入費等主なものを、もう決められておるとお思いますけれども、箇所とかどういうものをどこに設置するとかいうのを説明をいただきたいと思います。それから教育費の 17 ページ、木岐小学校の 900 千円修繕費が出とんで、これはすいません玄関が何ていうんですか、ステップが浮いておるんでその修繕費かなあと思っておったんですが、どうも違うようなんですが、玄関の地盤



沈下等で浮いておる玄関については、どのように考えているのかお伺いしたいと思います。

議  
町

長 影治町長

長 私の方からは向山議員さんのご質問の中で、津波から命を守る緊急対策事業について答弁をさせていただきます。先日来ご説明等させていただいておりますけれども、危機管理プロジェクトの中で、住民の方々と共に避難路そして避難経路についての点検・見直しを行ったところでございますけれども、その最終の取りまとめというのはまだできておりません。その中で住民の方々から出されておりますのは、いわゆる避難路的な分の要望でありますとか、それから備蓄倉庫の要望でありますとかいろいろな要望が多くござっております。そんな関係で、その対応が全てできるかということ、なかなか出てきている内容につきまして直ぐに全てをとというのは財源的にも難しいということがひとつござります。そんな中で、県の方から新たに補助事業を県の方が作られました。県単で作られております。私共の方もきちっと精査をして、できるものをもってということで、本来なら予算を組まさせていただきますというのが本来のところではございますけれども、それを待つと12月議会に上げるというようなことにもなりますので、今回9月議会に上げさせていただきますのは、県の方から示された補助制度の中で、最大いわゆるひとつの町で最大これだけというようなんがありますんで、その分を全て入れさせていただきます。ですから予算上の財源といたしまして9,000千円につきましても、必ずつくかといったらそうではないかもしれません。最大限で組まさせていただきますので、その一般財源につきましては、持ち出し分が丁度同額となりますので、少し余裕を見まして、19,000千円というようなことで予算を組んでおるところであります。そんな中で避難路でありますとか、それから避難経路についてある程度出てきた内容について精査をさせていただいて、優先順位を付けて実施をさせていただこうというふうに思っておりますので、今回の予算につきましてはそういったことで、スピード感といいますか、早く着工したいという思いはございますので、そういったことでご理解をいただきたいと思っておりますので、よろしくお願い申し上げます。

議

保健福祉課長

長 保健福祉課長

この事業については、県の補助事業によって行われてございます。システム構築につきましても一応電子化をいたしまして、その後更新をしていかなければなりませんので、現在入っております。

す介護保険のシステムとか身障者関連のシステム・包括のシステム等活用して、関係者・担当者がよく協議をして進めていきたいと思っております。ただ・・・

議 長 住民室長  
住民室長 それでは住民室の方から、5ページの債務負担行為についてご説明いたします。これについては、由岐支所の冷暖房用の熱料金にかかる費用でございます。四電エネルギーサービスさんと契約をしておりますが、28年度までの契約3年延長することによりまして、年間の熱量料金料が567千円安くなる、年間4,851千円のところ4,284千円となることから、3年間延長したものでございます。お願いします。

議 長 学校教育課長  
学校教育課長 木岐小学校につきましては、ご要望をお聞きしておりますが、優先順位をつけたということで、まずこの窓枠の修繕がまず学校側からの要望が一番強かったということで、玄関前につきましては、今後修繕の方向で考えていきたいと思っております。以上です。

議 長 向山議員  
8 番 議員 徳島県地域支え合い体制作り事業ですが、町長の提案説明では要援護者・障害者・その家族に関する基礎的事項及び課題等を把握及び当該情報を把握した台帳等の整備をするための委託料という説明があったんで、この基礎的事項及び課題等の把握についての委託料ではないということなんでしょうか。それから消防設備なんですけども、まあ優先順位とか各地区からですね、非常にこう強いたくさんの要望が出ておる中で、優先順位をつけるというとなかなかこう難しいものだと思いますけれども、できるだけ早くですね、審議をしていただいで積極にかかっていたきたいと思えます。以上答弁をお願いしたいと思えます。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長 失礼致しました、支えあい事業でこの予算書の中では調査委託料とシステム構築となっております。当然県とは要援護者の対象となられる介護保険とかの一人暮らしとか、身障手帳をお持ちの方を調査をしていただきます。それをまだどの団体というか、どこで調査をしていただくかはまだ決めておりませんが、調査は個人個人に聞くというかもそういうかたちで調査をしまして、それをまた電子化するということになります。

議 長 向山議員  
8 番 議員 もう一度お願いしたいんですけども、その調査が終わった後、そ

のサポート体制としては、まだ検討されてないということによろしいのでしょうか。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長 サポート、その電子化した後のデータということでございますか。

議 長 向山議員  
8 番 議員 要援護高齢者とか障害者の基礎的事項を調査した後ですね、その方々にどういったサポート体制をとるかということですが。

議 長 保健福祉課長  
保健福祉課長 それは普段の見守りにも使っていきますし、災害の時にはどなたが支援になってくるのかというところまで、できればしたいと思っております。

議 長 他にございませんか。

議 長 影山議員  
3 番 議員 17 ページ、3 点ほどお伺いします。向山議員とよく似た感想を持っております。この木岐小学校の修繕費、先ほどの説明では校舎 2 階の窓枠の修繕費だそうです。私は体育館の雨漏りの工事がなあと考えておりました。昨年文教厚生委員会で学校訪問した際に、由岐地区のそれぞれの学校の体育館なり、また中学校の玄関なりの雨漏りが見たわけですが、その工事じゃなしに窓枠ということであります。今年大きな雨がいろいろと災害をもたらしております。それぞれの各学校、去年ではああいうような体育館等の雨漏りが分かった箇所もありました。今年の大雨のその状況で各学校の雨漏りはどうなっているのか、それをお聞きしたいと思います。それから今年の、去年要望した訳ですが、それぞれの体育館が、学校が雨漏りについて要望いたしました、各校からの要望がきてないからというふうなお話しでありました。私達が学校訪問した際に気付いて町にぜひ修繕をすべきでなかろうかと要望もいたしました、各学校から提出されていないという理由で今年の予算化もされていない状況であります。学校から上がってこなければ修繕ができないものか。それから次に社会人権教育費の講師謝礼金でございます。650 千円、これは何人で 650 千円を計上している、講師の数をお教えねがいたいと思います。それから全国の人権同和研究会、今年はどこで行われるのか、およその参加人数をどのように把握しておられるのかお聞きします。

議 長 教育長  
教 育 長 私からは学校訪問していただいたときに意見をご進言いただいて、それを修理ほかに対応してもらえないのかということでは

たので、その点についてお答えいたします。当然ながらいただいたご意見・気付いたところにつきましては、対応していくべきところでありまして、そのようにしているつもりなんですけれども、特に今雨漏りに関しましては対応してない訳ではないんです。ただどのように止めたらいいかということが、やっぱり分からないんです。業者さんに見ていただいても。それを設計にかけることもしておりますがなかなかできませんし、対応どないいうんでしょう、具体的なものに移すところまでなかなかいけないので予算化できていないんだということでご理解いただきたいんですけど、業者さん、地元の業者さんには雨漏りする時に見ていただいたりはしております。その点ご了解いただけたらと思っております。

議 長  
社会教育課長

社会教育課長

私の方からは社会人権の講師の650千円の人数等のご質問でございます。これにお答えいたします。冒頭磯野総務企画課長の方からの説明にもございましたように、にこにこフェスティバル、今年は12月10日土曜日に開催、日和佐公民館で開催予定ということで準備を進めておる段階でございますが、その人権コンサートの講師を主に、後人権問題講演会・地域別の懇話会の講師さん、職員研修を行う予定の講師さんといったかたちで何人かというんは今特に決まっているわけではございません。そういった形での講演会・研修会のための講師さんに650千円で対応しようと考えております。それから全国の同和の教育研究大会、これは今年11月25から27日、鹿児島県で行われます。それで海部郡でちょっとバスを仕立てていくというような話して進めております。町からは一応8名を目標に人を10月の初旬まで期間を設けて、今ご案内を差し合えて募集をしております。申込みを受け付けておるという段階で、そろいましたら8名で行きたいと考えております。

議 長  
3 番 議 員

影山議員

1点まだお聞きできていないだけあります。各今年の雨漏りの各校の報告があったかどうか。

議 長  
学校教育課長

教育課長

お答えします。議案とはちょっと離れているような気がするんですが、まず伊座利校におきまして台風12号時に体育館部分、それから予算にも出ておりますが、これは雨漏りではないんですが教員住宅に被害が出ました。それから由岐小学校におきまして体育館、これは原因が分かった分については今後補正で、予算計上

しております。それから日和佐の方ですが、日和佐中学校の方が今回ではないんですが、1回だけ体育館少し雨漏りがあったみたいでございます。その3件来ております。以上です。

議 長 他にございませんか。  
北山議員

7 番 議 員 すいません1点だけ、消防費の昨日も話が出ておったんですが、県消防補償等事務組合負担金、これが今年度上がるという話だったんですが、補償内容についてはどのようになっているのか、そこから詳しく説明いただけますか。

議 長 消防防災課長

消防防災課長 補償内容等について、私中までちょっとわかっておりませんけれども、今回昨日の成果報告の中でもちょっとお話がありましたように、今回東日本大震災において、負傷された方が沢山おるということで、要は今回限り全国市町村全体に対して、追加負担金ということで今回上げさしてもらってます。今言われました質問については、また調べまして例えば死亡がいくらかかそういうことだと思っと思うんですけども、それも調べたいと思います。ちょっとこれに対しての資料が持ち合わせておりません。すいません。

議 長 他に質疑は  
山本議員

1 4 番 議 員 15ページのこの観光費、工事請負費大浜海岸休息所改築工事ですが、改築工事となっておりますが、これ観光の町として非常にええことと思います。現在のトイレは築10年余りだと思いますが、新たな土地へということは新築というようなことは考えなかったのか。今後こういう10年位で改築やいうんでなしに、バリアフリーとかいうように先見性を持って望んでいていただきたいと思います。新たな土地新築というようなことは考えないのかな。やっぱりトイレいうんは数があってもええと思うんやけどな観光地として。

議 長 産業振興課長

産業振興課長 あのう現在考えておりますのは、カメトイレ、博物館横のトイレを潰してあすこに建替えるということで、他の場所もいろいろ考えたんですが、保安林内とか国定公園内とかいろいろございませし、ずうっと考えたんですがやっぱりあっこが一番ええということと、後築はね平成元年ですので22年経過しておりますして、中もかなり痛んでおりますし、今これからするんにはさっき山本議員が言われましたようにバリアフリーとか、そういうふうな多目的トイレとか、そういんはするようにしております。

議

長 他に質疑はございませんか。  
これで質疑は終わります。  
これから討論を行います。討論は、ありませんか。  
( な し )

「討論なし」と認めます。  
これから、議案第 55 号平成 23 年度美波町一般会計補正予算( 第 3 号 ) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 55 号は、原案のとおり可決されました。

小休します。

( 時に 10 時 20 分 )

小休

( 時に 10 時 40 分 )

議

長 休憩前に引続き再開します。

日程第 8 議案第 56 号平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算( 第 2 号 ) を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長

( 議案第 56 号の説明をする )

議

長 説明が終わりました。質疑を行います。ありませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 56 号平成 23 年度美波町国民健康保険事業特別会計補正予算( 第 2 号 ) を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 56 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 9 議案第 57 号平成 23 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算( 第 1 号 ) を議題といたします。

当局の説明を求めます。学校教育課長

学校教育課長

( 議案第 57 号の説明をする )

議 長 説明が終わりました。質疑を行います。

北山議員

7 番 議 員 課長の説明で今回の補正につきましては、貸付の方が増えたということだというような説明がありました。私もこういう審議をする場に何回か携わってきた中で、やはりできるだけ多くの方に貸付をするっていう、そういうことはとてもいいことだということでおりましたが、今までやはり当初の目標っていうんか計画、計画がある中でやむを得ず辞めてっていうんか、もれた方がおいでましたんで、そこらの審議過程っていうんがそういうことをもうすこし説明をしていただきたいのと、今後こういうふうが増えた場合はどんどん多くの方に利用していただくというような方向で今後すすめていくのかどうか、そこらのところ再度答弁いただけたらと思います。

議 長 学校教育課長

学 校 教 育 課 長 お答えいたします。今回の場合はですね、貸付要件の中の所得制限というものがございまして、そこに育英奨学資金の貸付要綱の中には生活に困窮する者というものがございまして、その要綱がひとつひっかかって、もれたというような状況になっております。それから今後ですが、やはり当初枠というのを決めるんですが、申込者の多い少ないによって今年はいけるけど来年だったらだめだと、そういうふうなことではなくて、やはり要件に合致すれば貸付するべきではないかなあというふうには考えております。もちろん基金と償還金の方を厳守としておりますので、いつまでもできるかというところではないかも分かりませんが、出来る限りは要件に沿えば、貸付をするべきだと考えております。

議 長 他にございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 57 号平成 23 年度美波町育英奨学金貸付事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり可決することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 57 号は原案のとおり可決されました。

日程第 10 議案第 58 号平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を議題といたします。

水道課長  
議

当局の説明を求めます。水道課長

（議案第 58 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 58 号平成 23 年度美波町簡易水道事業特別会計補正予算（第 2 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第 58 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 11 議案第 59 号平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

保健福祉課長  
議

当局の説明を求めます。保健福祉課長

（議案第 59 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

（なし）

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 59 号平成 23 年度美波町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（異議なし）

「異議なし」と認めます。

議案第 59 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 12 議案第 60 号平成 23 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算（第 1 号）を議題といたします。

住民室長  
議

当局の説明を求めます。住民室長

（議案第 60 号の説明をする）

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。



これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 60 号平成 23 年度美波町国民健康保険阿部診療所特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 60 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 13 議案第 61 号平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を議題といたします。

当局の説明を求めます。保健福祉課長

保健福祉課長  
議

( 議案第 61 号の説明をする )

説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

( な し )

「討論なし」と認めます。

これから、議案第 61 号平成 23 年度美波町後期高齢者医療特別会計補正予算(第 1 号)を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

( 異議なし )

「異議なし」と認めます。

議案第 61 号は、原案のとおり可決されました。

日程第 14 意見書について議題といたします。

発議第 6 号「農林漁業の燃油税制にかかる特別措置に関する意見書(案)」が提出されております。

提出者の説明を求めます。北山議員

7 番 議 員

それでは提案理由の説明をいたします。この件については、先の 8 月 8 日総務産業建設委員会で取上げ、審議の結果 9 月議会に意見書を提案しようとしたものです。平成 22 年度美波町内で農林漁業による軽油及び A 重油の使用料は、漁業関係で軽油 904,870 リットル、A 重油 145,188 リットル、農業関係で概算で

すが 39,808 リットル、林業関係で 11,247 リットルであり、これに価格で 1 リットル当たり軽油 32.1 円、A 重油 2.04 円と経費が増えれば厳しい環境にある農林漁業者にとっては、死活問題になると思います。以下農林漁業の燃油税制にかかる特別措置に関する意見書(案)を朗読しまして、提案理由とさせていただきます。

発議第 6 号、平成 23 年 9 月 28 日美波町議会議長、川尻竹蔵殿。提出者、美波町議会総務産業建設委員長北山朝彦。賛成者、美波町議会総務産業建設副委員長丸龍孝敏。美波町議会総務産業建設委員坂口進、山本正男、岩瀬公、舛田邦人、美波町議会議員影山美雄、向山篤宏。以下の方の賛成をいただきました。

別紙の意見書(案)を議決いただくよう会議規則第 13 条の第 1 項及び第 2 項の規定により提出します。

「農林漁業の燃油税制にかかる特例措置に関する意見書(案)」美波町にとっての基幹産業である農業・林業・漁業は、高齢化と担い手不足に加え価格の低迷、燃油の高騰などによるコストの増大により所得が激減するなどなど危機的な状況にあります。特に美波町では、燃料として主に軽油を使用している零細漁業者が多く、軽油取引税措置が廃止されると漁業経営は一段と圧迫され、漁業者は廃業にさえ追い込まれかねません。よって、本議会は政府に対し下記の事項について早急に実現されるよう強く要望する。

1. 農林漁業に使用する軽油にかかる軽油取引税の免税措置について、恒久化すること。

2. 農林漁業用 A 重油にかかる石油石炭税の免税・還付措置について、恒久化すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定に基づき、意見書を提出する。平成 23 年 9 月 28 日美波町議会議長川尻竹蔵。提出先は、衆議院議長横路孝弘殿、参議院議長西岡武夫殿、内閣総理大臣野田佳彦殿、農林水産大臣鹿野道彦殿、総務大臣川端達夫殿、財務大臣安住淳殿。

以上です。

議長 説明が終わりました。質疑を行います。ございませんか。

これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論は、ありませんか。

(なし)

「討論なし」と認めます。

これから、発議第 6 号「農林漁業の燃油税制にかかる特別措置に関する意見書(案)」を採決します。

お諮りします。

本案は、原案のとおり採択することにご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

発議第6号は、原案のとおり採択されました。

日程第15 常任委員会の閉会中の継続調査申出書について議題といたします。

各常任委員長から所管事項のうち、会議規則第73条の規定によって、お手元に配りました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。

それぞれ委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「異議なし」と認めます。

したがって、委員長から申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

以上で本日の日程は終了しました。

お諮りします。

次回定例会の会期日程等は、議会運営委員会に付託したいと思いますが、ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

次回定例会の会期等は、議会運営委員会に付託されました。

お諮りします。

本定例会の会議に付された事件は、すべて終了しました。会議規則第6条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ございませんか。

(異議なし)

「意義なし」と認めます。

本定例会は、本日で閉会することに決定しました。これで本日の会議を閉じます。

平成23年第3回美波町議会定例会を閉会します。お疲れ様でした。

(時に11時20分)

左記、会議の次第は書記の記載したものであるが、その正確を証するために署名する。

平成 23 年 10 月 24 日

美波町議会議長

川尻竹蔵

議会議員

北山朝彦

議会議員

向山篤宏